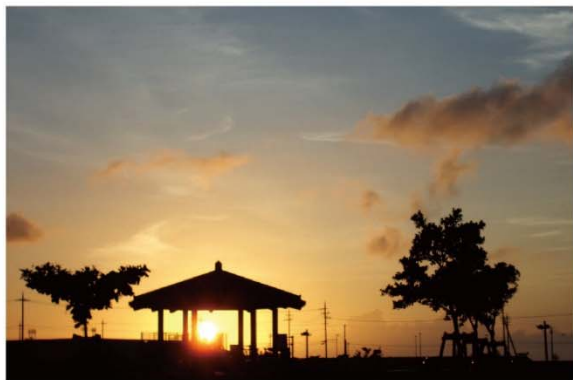


与那原町景観計画



豊かな緑と水辺に抱かれた
与那原の営みと
歴史が創出する癒しとゆとりの景観づくり

平成 28 年 3 月



< 目 次 >

第 1 章 景観計画策定の目的 -----	1
1-1 景観計画の位置づけ -----	1
1-2 景観形成の考え方 -----	3
第 2 章 与那原町の景観特性と課題 -----	4
2-1 与那原町の概況 -----	4
2-2 与那原町の景観特性 -----	6
2-3 与那原町の景観形成に関する課題 -----	29
第 3 章 景観計画の区域（景観法 第 8 条 第 2 項 第 1 号） --	31
3-1 景観計画の区域 -----	31
3-2 景観重要エリアの設定及び指定方針 -----	32
第 4 章 良好な景観形成に関する基本方針 -----	33
(景観法 第 8 条 第 3 項)	
4-1 景観づくりの基本理念 -----	33
4-2 景観形成の目標 -----	34
4-3 良好な景観形成に関する基本方針 -----	35
第 5 章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 -----	36
(景観法 第 8 条 第 2 項 第 2 号)	
5-1 届出対象となる行為 -----	36
5-2 景観計画区域内における景観形成基準 -----	38
5-3 景観特性別の景観形成方針と景観形成基準 -----	40
5-4 景観重点エリアについて -----	53
5-5 眺望確保の考え方 -----	54

第 6 章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	58
	(景観法 第 8 条 第 2 項 第 3 号)	
6-1	景観重要建造物の指定の方針	58
6-2	景観重要樹木の指定の方針	59
第 7 章	景観重要公共施設の整備に関する事項	60
	(景観法 第 8 条 第 2 項 第 4 号関連)	
7-1	景観重要公共施設の指定の方針	60
7-2	景観重要公共施設	61
7-3	整備に関する事項	62
第 8 章	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	64
	(景観法 第 8 条 第 2 項 第 4 号関連)	
第 9 章	景観形成の取り組みについて	65
9-1	景観形成の取り組み体制	65
9-2	景観上特に誘導が必要なエリアの指定方法について	67
9-3	町民、事業者による景観まちづくりの取り組み促進・支援	68
9-4	モニタリングの実施	70

第1章 景観計画策定の目的

1-1. 景観計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景

平成15年7月小泉政権のもと、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これまでの政策方針を転換して「美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言した。この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景を失わせたことを反省し、まず自ら襟を正し、その上で官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示し、平成16年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定された。

与那原町においては、これらの経緯を踏まえ、住民等と行政の協働により、住民共通の財産である良好な景観を守り・育み、次世代へと引き継いでいくために景観法に基づく景観計画を策定するものである。

(2) 景観計画の目的

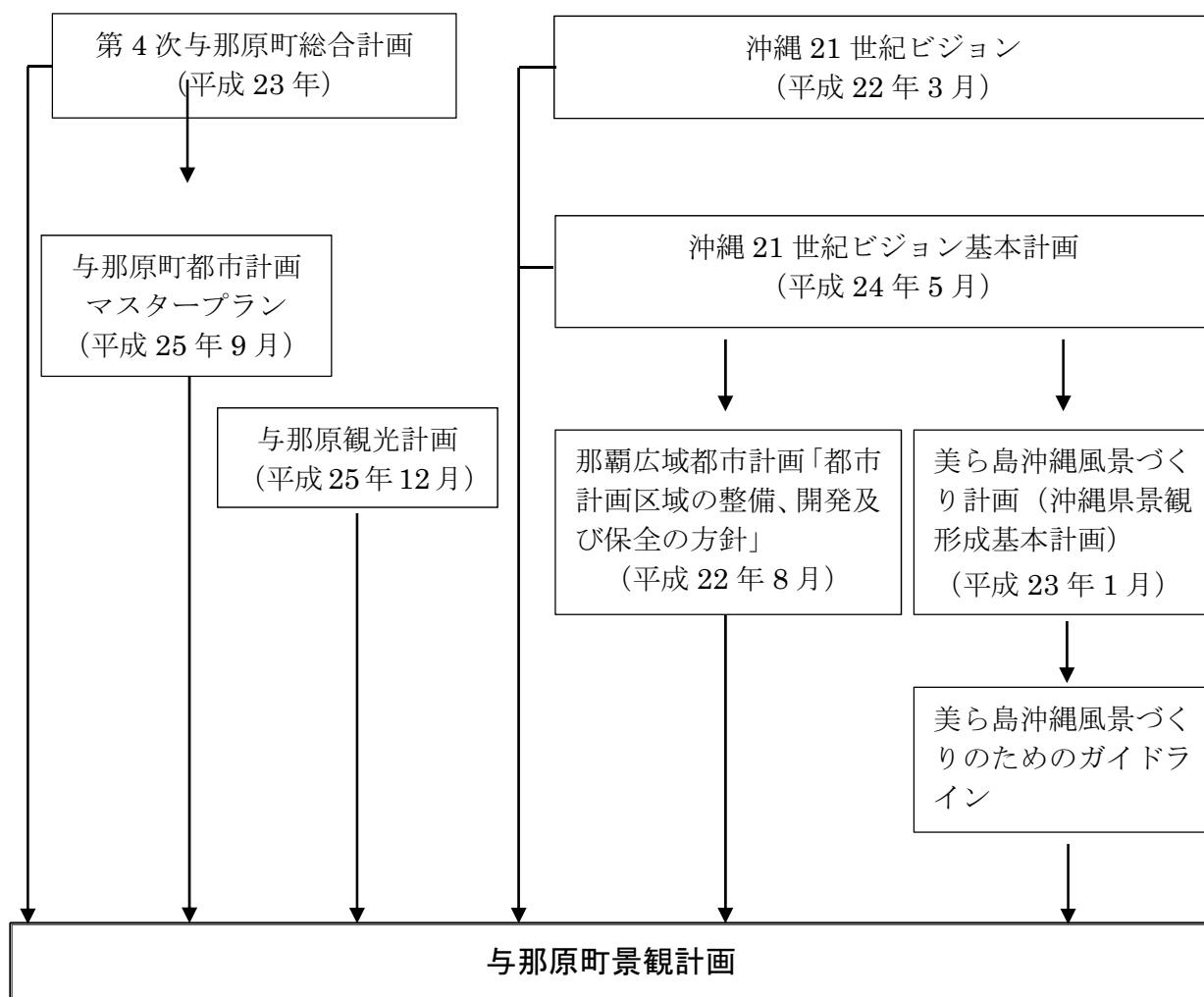
本計画は、与那原町の景観特性や景観の「将来像」及び「景観形成に関する方針」を示し、行政や住民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持つことを目的とする。

与那原町は、小さい町域ながら運玉森や雨乞森などのハンタに広がる緑地や東側一面に広がる太平洋などの自然景観が広がっており、そのなかで、斜面と海に囲まれた平地には中心市街地が集約されており、住宅地、商業地、工業地といった多様な市街地景観を有している。景観計画は、与那原町の魅力的な景観要素を保全・活用できるよう、また、改善を要するものは、積極的に改善し、まちの魅力の向上を図り、持続可能で魅力的なまちづくりに資するよう方針と施策を定めるものとする。

(3) 景観計画の位置づけ

本計画は、第4次与那原町総合計画、与那原町都市計画マスタープランに基づくとともに、沖縄21世紀ビジョン及び沖縄21世紀ビジョン基本計画、那覇広域都市計画「都市計画区域の整備・開発・保全の方針」、沖縄県景観形成基本計画と整合を図るものとする。

■上位計画との関係



(4) 計画期間

本計画は、10年を目途に定期的な見直しを行う。なお、上位計画や関係計画の改定により、景観形成に大きな影響を与える場合は、速やかに計画の見直しを行い、必要に応じて改定する。

1-2. 景観形成の考え方

(1) 景観とは

景観とは、建物やまちなみ、道路、海の青、木々の緑、人々の暮らしなど私たちが日ごろ目にしているまちの様子で、「風景」と呼んでいるものである。

目に映るものだけでなく、私たちが五感で感じとる印象（たとえば、まちの雰囲気、文化的・歴史的な香り、音や光等）までを含むものである。

景観は、私たちが生活している空間や環境そのものであり、私たちを取り巻く身近な景観を考えていくことは、まちのすべてを考えることに通じている。

(2) 景観形成とは

景観形成とは、自然やまちなみ、そして、これらに対する印象を含めて、「美しく魅力のある景観を「守り」、「育み」、「創る」ための一連の取り組み」のことである。

美しく魅力のある景観は、短期間に形成できるものではなく、そこで生活する人々の営みにより形成されるものであり、長期にわたる積み重ねにより形成されるものである。

一人ひとりが日頃から意識して取り組むことが必要であり、まさに住民主体のまちづくりの基本である。

(3) 景観形成の意義

景観形成は、快適な住環境をつくり、生活や産業に根ざした個性や文化を創出するとともに、住民の地域に対する誇りと愛着を育むことにもつながる。

また、受け継がれた景観を魅力あるまちづくりに活用することは、今後訪れる多くの観光客の共感を呼び、観光や交流の促進が期待される。

景観づくりの取り組みを通じて住民の景観への意識向上が図られるだけでなく、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、地域主体のまちづくりが推進される。

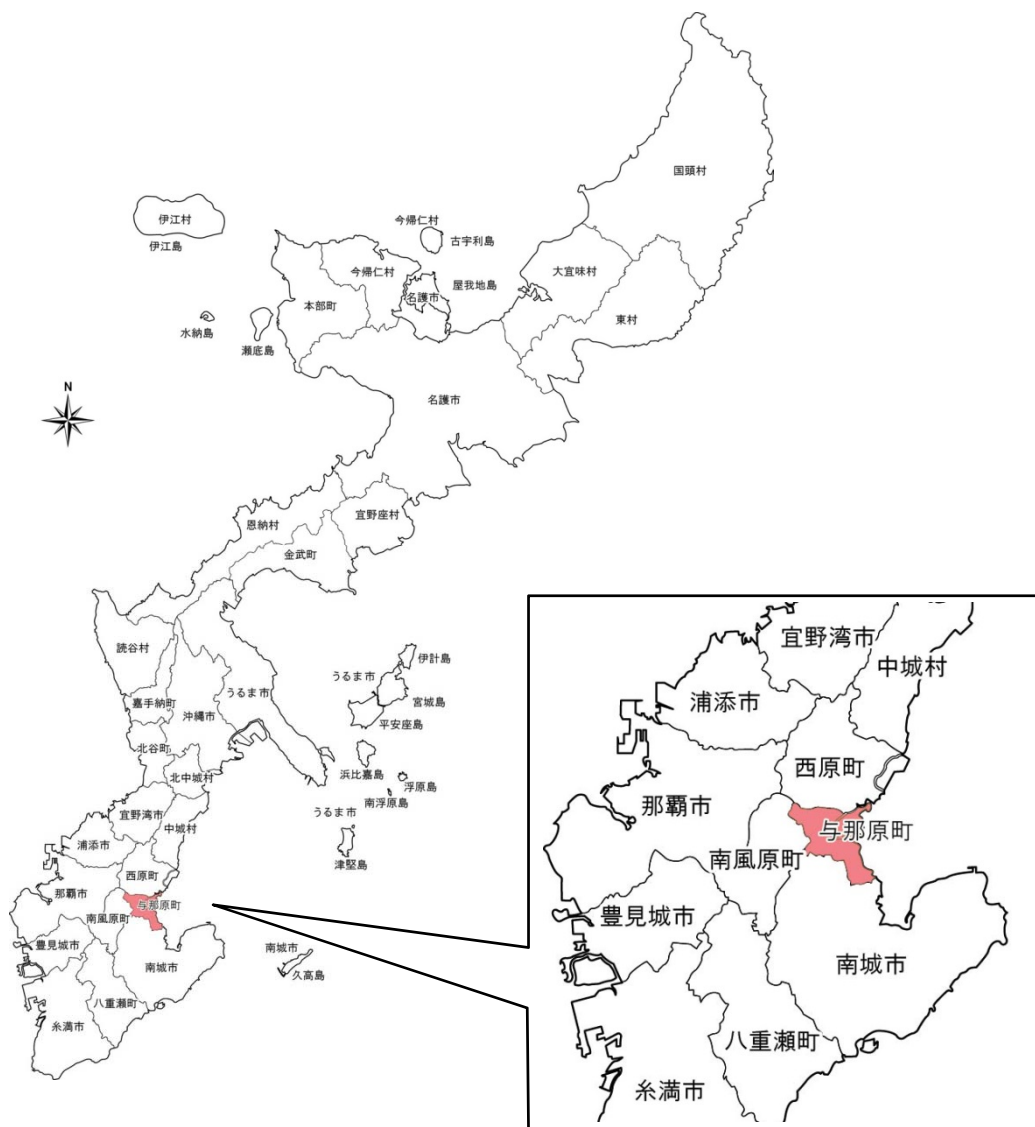
第2章 与那原町の景観特性と課題

2-1. 与那原町の概況

(1) 位置

与那原町は、沖縄本島の東海岸に位置し、県都の那覇市から約9km地点にあり、北に西原町、西に南風原町、南に南城市が隣接している。本町の面積は、518haであり沖縄本島で一番小さな町である。町全域は、那覇広域都市計画区域に指定されている。

地形は、西から東にかけて緩やかに傾斜しており、西の運玉森、南の雨乞森に抱かれ、東側は中城湾を望む海岸線に伸びた平坦地である。



(2) 歴史文化

与那原町の歴史は古く、沖縄最古の歌謡集「おもろそうし」の中に「ヨナハル」や「ヨナハバマ」（与那原浜）の名で登場して始まる。

与那原の地名は、かつて海岸地であったところの名称であるといわれ先史時代の面影は、きわめて静かで白い砂浜が続く入江を前にした浦辺の仙境であったと思われる。古代の与那原人が最初に住み着いたところは、上与那原であったといわれている。当時の上与那原は、海に近く漁労に便利でしかも水が豊富だったため、自然に人が住み着き、集落ができたと考えられる。

明治 12 年に廃藩置県が施行されたが、与那原はそのまま大里間切の一つに組み入れられ、明治 41 年の市町村制により大里村の一字となる。

大正 3 年には、那覇—与那原間に沖縄県で初めての軽便鉄道が開通したため、与那原は島尻郡東南部や中頭地方を連結する産業経済の大動脈となり、ますます活況を呈した。

分町問題は、昭和 3 年頃から持ち上がり、昭和 19 年町制実現を目前にして戦争のため中断されたが、戦後再び分町の気運が高まり昭和 24 年 3 月 31 日大里村より分離し、同年 4 月 1 日町制を施行して、20 年ぶりに与那原町が誕生した。敗戦後から昭和 47 年 5 月 15 日祖国復帰までの 27 年間沖縄の施政権は、米国政府の支配下におかれたが、与那原人自らのエネルギーで徐々に復興の道を歩み続け、今日の与那原町をつくりあげた。

2-2. 与那原町の景観特性

与那原町の景観特性は、以下の特性により分類される。

大分類	小分類	景観要素
(1) 大きなスケールの景観特性	1) 地形・地勢	①中城湾を望み森に抱かれた地形 ②東南に雨乞森、北西に運玉森の丘陵地域にかけて帯状にひろがる斜面緑地 ③西原町と連続する埋立地（東浜地区） ④ヒジキが自生する海岸線 ⑤町の西側に広がる農地
	2) 広域道路	①国道 329 号／与那原バイパス ②国道 331 号 ③主要地方道糸満与那原線 ④一般県道南風原与那原線
	3) 公園	①上の森公園 ②与原公園
	4) 眺望	①雨乞森の眺望 ②運玉森の眺望 ③与那古浜公園の眺望 ④大見武の眺望
(2) 歴史・文化的景観特性	1) 歴史	①湧水、御嶽など
	2) 伝統芸能	①与那原大綱曳
	3) 活動・イベント	①ふれあい文化フェスティバル ②綱がる与那原ちゃんぷるー市、 与那原綱がる軽便市
(3) シンボルとなる景観特性		①赤瓦工場周辺 ②聖クララ教会（与那原カトリック教会） ③当添漁港 ④軽便与那原駅舎
(4) 市街地の景観特性	1) 新市街地	①東浜地区
	2) 既成市街地	①住居系 ②商業系 ③工業系
(5) 海辺・水辺の景観特性		①海岸 ②水路
(6) 農のある景観特性		農地（大見武地区）

(1) 大きなスケールの景観特性

1) 地形・地勢

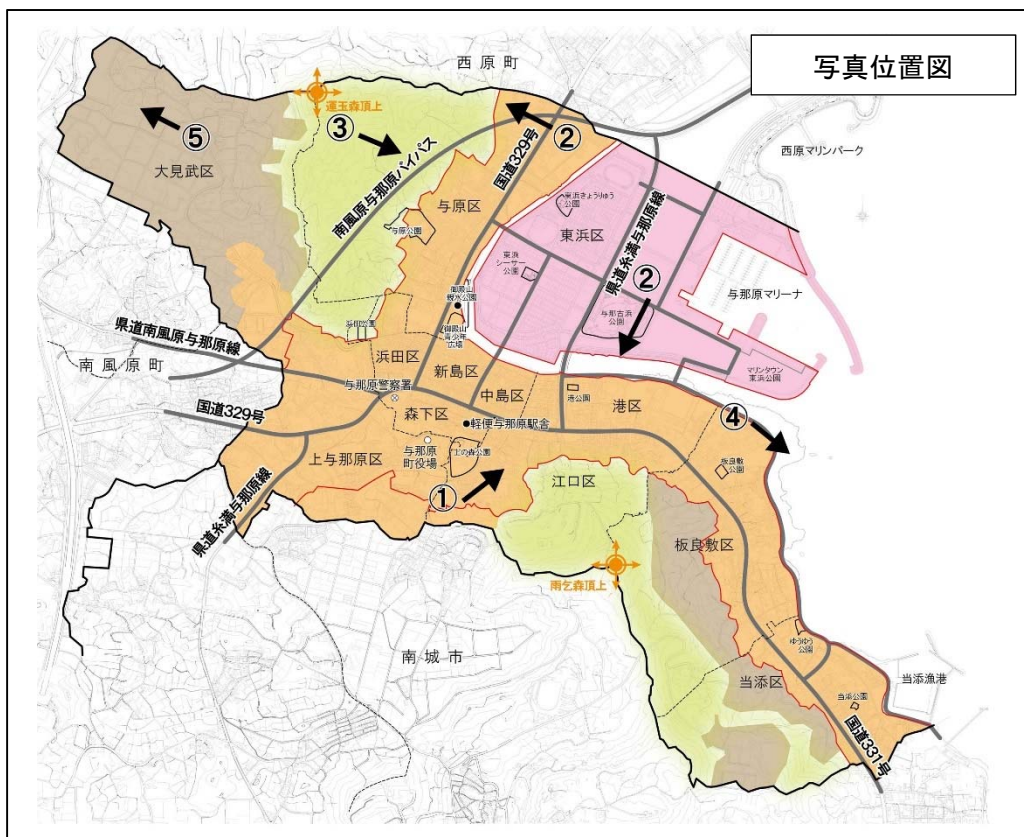
地形は、西から東にかけて緩やかに傾斜しており、西の運玉森、南の雨乞森に抱かれ、東側は中城湾を望む海岸線に平坦地が伸びている。

運玉森、雨乞森など市街地の背後に広がる斜面緑地は、緑の骨格となっており、潤いを与える自然景観であり景観形成上重要となる。

中城湾港マリンタウンプロジェクトにより埋立整備された東浜地区は、与那原町と西原町の活性化のために共同で「海辺のアメニティー豊かなまちづくり」を推進する場所であり、現在は、市街化が進展し人口増加が著しい。また、県により大型 MICE 施設の整備が行われることが決定しており、国際会議や展示会・見本市、イベント等多くの集客交流が見込まれ、MICE 施設周辺の開発が促進され、新たに整備される施設は、東浜地区の主要な景観構成要素であり、地区内景観に影響を与える。

海岸線は、埋立や堤防構築のため海浜部が狭まっているが、板良敷周辺では現在でもヒジキが自生しており、沖縄県内産ヒジキのほとんどがここで収穫されている。ヒジキの収穫風景、自生している風景は、景観・観光資源として重要である。

南風原町に隣接する、運玉森の西側に位置する大見武地区は、農地が広がっており、営農風景が形成されている。



① 中城湾を望み森に抱かれた地形



県営団地から中城湾を望む

② 東南に雨乞森、北西に運玉森の丘陵地域にかけて带状にひろがる斜面緑地



東浜から雨乞森を望む



与那原バイパスから運玉森を望む

③ 西原町と連続する埋立地（東浜地区）



運玉森より東浜地区を望む

④ ヒジキが自生する海岸線



ヒジキの自生地

⑤ 町の西側に広がる農地



大見武の営農風景

2) 広域道路

与那原町を通る広域道路は、以下に示す4路線あるが、与那原町の景観の第一印象を決定づけるゲート性の高い「国道329号」、「国道331号」が景観上の骨格道路となる。

町の中心部を走る国道329号は、那覇市と沖縄本島の東海岸の主要都市（沖縄市等）を結ぶ動脈であり、平日・休日ともに交通量が多い幹線道路である。国道331号と合流する与那原交差点は、交通渋滞が慢性的に発生している。そのため、運玉森の中腹に与那原バイパスが整備中であり、それにより構築される道路や橋梁は、新たな景観構成要素となる。

南城市佐敷方面にアクセスする国道331号は、那覇市から沖縄本島を南側に廻る一般国道であり、南部地域の主要観光拠点の周遊ルートとして、観光客の多くが通ることが想定され、その沿道景観は、与那原町を印象付ける上で重要なものとなる。

主要地方道糸満与那原線は、糸満市糸満～西原町東崎を東西に直線的に繋ぐ道路であり、東浜地区の大型MICE施設へのアクセス道路となっており、町内外の多くの利用者が想定される道路であり、今後進められる周辺開発等による新たな沿道景観が創り出される。

一般県道南風原与那原線は、南風原町新川と与那原町与那原を結ぶ道路であり、沿道施設が立ち並んでおり、区間としては短いが、与那原町へのアクセス道路として重要な道路である。

① 国道 329 号／与那原バイパス

国道 329 号の山側に運玉森の斜面緑地が控えているが、沿道に雑然と建ち並ぶ店舗より斜面緑地を見ることはできない。与那原交差点方面への眺望は、聖クララ教会を一望することができる。視点場として、幹線道路軸として、国道 329 号は、重要な役割を担う。

また、与那原バイパスは、運玉森の緑地を通過することから、バイパスの整備により新たな眺望点が創出される。



国道 329 号沿道状況



聖クララ教会への眺望



整備中の与那原バイパス

② 国道 331 号

国道 331 号の山側は、雨乞森の斜面緑地が望め、沿道は、南下するにつれて、低層建築物が主体となり、車窓から空の広がりを感じることができる。



空の広がりを感じられる国道 331 号

③ 主要地方道系満与那原線

与那原交差点から南城市大里向けの沿道に、与那原町の主要産業である「赤瓦」の工場が集積している。県内の9割が与那原町で生産され、「赤瓦の与那原」を印象づける道路となっている。

また、東浜地区のMICE施設へのアクセス道路であり、来街者へ「与那原町」を印象付ける重要な道路でもある。



沿道に立地する赤瓦工場



東浜地区 M I C E 施設整備地

④ 一般県道南風原与那原線

沿道には、戸建住宅でなく病院や団地等の比較的大規模な建築物が多く、与那原町へのアクセス道路の役割を担っており、景観上あまり特徴がない。



県道 240 号線沿道景観

3) 公園

まちなかにある公園は、まちの憩いの空間として景観を楽しむ場となっている。

① 上の森公園

上の森公園は、森下区、上与那原区、江口区の既成市街地に隣接する高台の公園であり、芝生が張られた公園は、地域の憩いの空間となっている。主な利用者は地域のお年寄りである。来街者との交流の場となる（仮称）観光交流施設が整備され、新たな景観の拠点となっている。



上の森公園の状況

② 与原公園

与原公園は、与原区の集落後方（山手、北西側）に位置する。公園には、ブランコ、滑り台などの遊具や野球場があり、公園内には木陰も多い。背後には運玉森があり、公園と一体となった緑の景観が形成されている。



与原公園の状況

4) 眺望

まちの周囲を丘陵に囲まれている与那原町においては、拠点施設からの遠景や丘陵地からの眺望は景観上重要な要素である。運玉森や雨乞森からは、町内が一望することができ、重要な景観資源である。

①雨乞森の眺望

町の東南に位置する丘陵地の雨乞森（アマゴイムイ）（133m）は、与那原町を一望することができる眺望点である。安全に頂上まで登れる通路がないため、十分に活用できていない状況である。



雨乞森から市街地を望む



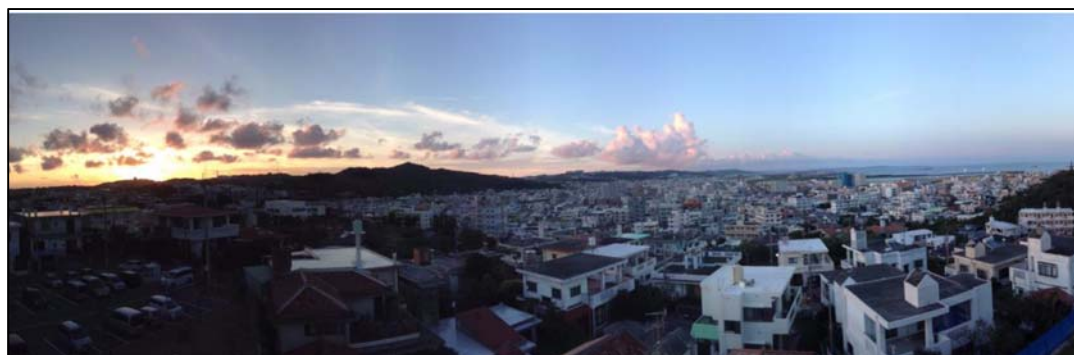
雨乞森から中城湾を望む

② 運玉森の眺望

町の北西、西原町との境界にそびえる小高い丘上の運玉森（ウンタマムイ）（158m）は、雨乞森と同様与那原町を一望できる眺望点である。頂上への里道はあるが、現状では、気軽に利用し、眺めを楽しむことができない。



運玉森から東浜新市街地を望む



町営阿知利団地から運玉森と市街地を望む

③与那古浜公園の眺望

与那古浜公園は、東浜地区につくられた比較的新しい公園であり、広々とした芝生広場が特徴である。ウォーキング・ジョギングなど幅広い年代に利用されている。南側に雨乞森、西側に運玉森を望むことができ、与那原町の特徴である斜面林の視点場として重要な場所である。



与那古浜公園の状況

④大見武の眺望

町の西側に広がる農地であり、背景となる丘陵と橋梁が特徴ある景観を形成しており、手前に広がる耕作地の風景は、今後も農業が継続されることにより、今後継承されていく重要な景観である。



大見武からの遠景

(2) 歴史・文化的景観特性

1) 歴史

①湧水、御嶽など

与那原には、琉球王朝時代の最高神女・聞得大君（キコエオオキミ）にまつわる伝説や遺跡（与那原親川（ウェエガア）、御殿山（ウドウンヤマ）、久葉堂（クファドゥウ）等）が数多く残されている。

それらは、児童館、公園など公共施設と合わせて整備・保全され、歴史と文化を感じる景観要素となっている。その他にも、集落の周辺に井戸や拝所をみることができる。



御殿山



与那原親川



久茂久岩（クムクジイ）



前の井（メエノカア）



かぎ児童館の大アカギ



中の御嶽（コミュニティセンター・当添公園）

2) 伝統芸能

① 与那原大綱曳

与那原大綱曳は、豊年祈願の神事として琉球王国の尚永王代（1573～1588）に始まったといわれており、東西に分かれた雌雄2本の大綱の結合によって実りを予祝し、勝敗によって豊凶を占う。この大綱曳に参加すると無病息災、子孫繁栄のご利益があるといわれており、町内外から数万の人々が訪れる。



与那原大綱曳①



与那原大綱曳②



綱づくりの様子

3) 活動・イベント

①ふれあい文化フェスティバル

与那原町の伝統文化の継承発展に取り組む「ふれあい文化フェスティバル」が毎年行われ、町の伝統文化に触れ、感じることでできる機会となっている。



ふれあい文化フェスティバルの様子

②綱がる与那原ちゃんぶる一市、与那原綱がる軽便市

与那原町商工会開催の「綱がる与那原ちゃんぶる一市」と「与那原綱がる軽便市」は、軽トラックを軽便鉄道の車両に見立てて連ね、荷台で、農産物、花・衣類・雑貨などを販売する定期市で、昔ながらの相対売を体験することができる。

2010年より、2ヶ月に一度偶数月に開催されている。



綱がる与那原ちゃんぶる一市の様子



えびす通りにて行われる「与那原綱がる軽便市」

(3) シンボルとなる景観特性

① 赤瓦工場周辺

与那原町には多くの瓦工場や工房があり、「ヤチムンの里」として有名であり、首里城復元の際にも与那原の赤瓦が使用されている。

「赤瓦」は、首里城周辺で明治初期頃まで焼かれていたが、明治 22 年の庶民への赤瓦使用解禁から、製造、流通及び建築資材集積において利便性の良い与那原周辺に瓦生産の中心が移り現在に至っている。

赤瓦工場は、沿道景観を形成する重要な要素となっている。



主要地方道糸満与那原線の沿道に立ち並ぶ瓦工場

② 聖クララ教会（与那原カトリック教会）

聖クララ教会（与那原カトリック教会）は、国道 329 号の与那原交差点の那覇方面の正面高台に位置する。1958 年に建設された教会であり、「日本近代建築 DOCOMOMO100 選（※）」に選出されており、教会の開口部からは、与那原町のまちなみを一望することができる。

また、国道 329 号からの眺望も重要であり、与那原町の特徴的な景観の 1 つとなっている。



聖クララ教会



教会からのながめ



国道 329 号からの眺め



※ DOCOMOMO（ドコモモ、International Working Party for Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement）は、1988 年に設立された近代建築の記録と保存を目的とする国際学術組織。本部は、フランスのパリ。DOCOMOMO Japan は、DOCOMOMO の日本支部で、2000 年 9 月アジア地区で最初の支部として正式承認。

主な活動は、展覧会の開催等日本の近代建築の再評価のための活動を行うとともに、取り壊しが予定される近代建築について保存要望書を提出する等の保存活動に取り組んでいる。2003 年に、日本における DOCOMOMO100 選を選定し、2005 年度から 2009 年度まで、選定建築物を追加し、2013 年 2 月現在、日本における DOCOMOMO150 選となっている。

③ 当添漁港

当添漁港は、当添地区の特徴である沖合漁業やひじき漁の中心施設である。

周囲の海岸には、天然ひじきが自生しており、与那原町の特産品の1つであり、年間約50tの収穫がある。

背景となる雨乞森の緑、海と空の青のコントラストが、ここの風景を印象付けている。



久茂久岩からみる当添漁港



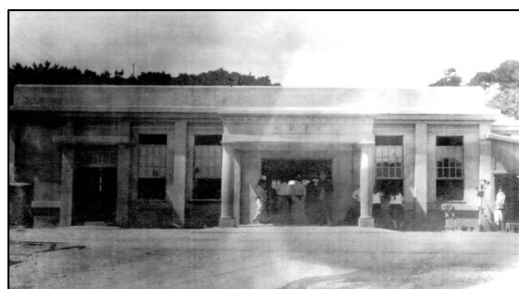
当添漁港の漁船

④ 軽便与那原駅舎

軽便鉄道（与那原線）は、大正3年に開業し、31年間営業していた。軽便鉄道の開通100周年となる平成26年に駅舎が復元された。今後は、与那原町の立寄りの拠点として景観上も重要な場所となる。



復元された与那原駅舎
(現与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館)



戦前の与那原駅舎(野々村孝男氏提供)

4. 市街地の景観特性

1) 新市街地

①東浜地区

東浜地区は、市街化が進行し、町内の中で人口増加が顕著な地区である。住宅地、商業地に加えて、マリーナ等の土地利用がなされており、新市街地の開発時に地区計画により壁面後退や高さ制限などが取り決められている。また、大型 MICE 施設の整備により、大規模な開発が想定され、MICE 関連施設の適切な景観誘導が必要である。

開発エリアであり、既成市街地とは異なり戦略的な景観形成を進める必要があり、現在の地区計画との連動をし、道路緑化や屋外広告物は、地区を印象付ける要素となるため、適切な誘導が必要である。



県道糸満与那原線付近の景観



低層住宅エリアの景観



与那古浜公園



アパート群



県営須利原団地からみる新市街地



マリンタウン東浜公園からみる夜景

2) 既成市街地

①住居系

与那原町内の旧集落は、与那原・板良敷・当添などがあり、新しい集落として与原区などがある。運玉森と雨乞森があるため、どの集落も山側に腰当森（クサティムイ）を配置する伝統的な沖縄の集落形態となっている。

当添集落は、屋取集落となっている。屋取集落とは、廃藩置県の前後に首里などからの移住者によって形成された集落で、御嶽がなく、家屋が点在しているのが特徴である。



板良敷の集落（山側）



板良敷の集落（海側：赤レンガの舗装が目立つ）



当添の集落



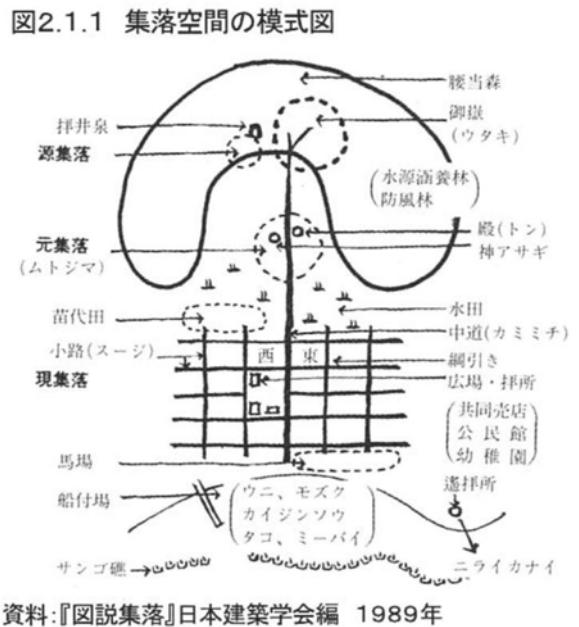
与原の集落



浜田の集落

【参考】沖縄の集落構成

沖縄の集落形態は、家屋群がまとまって展開しているのが特徴であり、その内部構造をみると、北側に腰当森（クサティムイ）といわれる丘林をひかえ、日当たりのよい南側斜面に沿って家々が配置されるのが典型とされている。



②商業系

新島区を中心とする中心市街地では、近隣市町村への大型店舗の進出や東浜地区への商業施設の立地などの影響もあり、空き店舗が増加しつつあるが、集客を目指したイベントの開催などにも取り組んでいる。

また、国道の沿道は、ロードサイドショップが立ち並び、大きな看板などは景観の阻害要因となりかねない。



中心市街地（新島区）のコンパクトな街並み



国道沿いの景観



飲み屋の集中するオリオン通り

③工業系

与那原町の工業地区は、主要地方道糸満与那原線の沿道で赤瓦工場などが主に立地する。



糸満与那原線沿線の風景

(5) 海辺・水辺の景観特性

① 海岸

町の東側には海岸が広がり海辺の景観を形成している。東海岸に位置する与那原町では、水平線からの日の出が拝め、板良敷海岸や東浜のマリーナ周辺には、住民それぞれお気に入りの日の出ポイントを持っている。



海辺の景観



海沿いの板良敷沿岸線

②水路

東浜地区の埋立により、元の海岸部と埋立によりできた土地の間に水路が形成された。水辺を楽しみながら散策できる遊歩道も整備され、景観上重要な空間である。

水路のボートなどからの景観や水辺を散策する歩行者の景観の両方の視点が重要になる。また、ライトアップなど、夜の景観づくりも重要な景観要素となる。



埋立により形成された水路

(6) 農のある景観特性

与那原町の西側に位置する大見武は、農村集落の風景が広がっている。与那原では、主にインゲン、ゴーヤー、オクラ、菊、マンゴー、ナス、ピーマンなどの生産が行われている。



一面に農地の広がる大見武

2-3. 与那原町の景観形成に関する課題

与那原町の景観形成に関する課題は以下の9点である。

(1) 既成市街地の雑然とした緑の少ない住環境

与那原町の既成市街地は、狭い道路が多く建物が密集している。密集市街地であることから、緑等の潤いのある空間が既成市街地には少ない状況にある。与那原町の特徴である海や山の自然景観と相対的な景観が形成されている。

既成市街地の生活環境を改善するため、宅地内等の緑化を促進し、潤い空間を形成し、潤いある既成市街地の景観づくりが必要である。

(2) 特徴ある斜面緑地の保全と活用

運玉森や雨乞森は、与那原町における特徴的な自然景観といえる。しかし、新市街地の開発や道路整備などにより、斜面緑地に対する景観を現状のまま維持していくことは困難な状況である。

そのため、今後の町の景観資源として斜面緑地をどのように保全し活用するかについてその方針を定め、次の世代へ引き継いでいく必要がある。

(3) 沿道景観の形成

与那原町は、古くから交通の要衝として発達し、現在も県内の南北をつなぐ重要な位置にある。

主要幹線道路には街路樹の植栽も少なく、ロードサイド店舗とその看板などにより全国どこにでもある空間であり、与那原町の特徴は、ほとんどない状況である。県道糸満与那原線沿道は、与那原町を特徴付ける赤瓦工場が立ち並ぶなど、地域の特徴を来街者へ伝える景観資源を有しており、それらを活用することが必要である。

また、街路樹の整備に加えて、道路に占用されるバス停等の施設に赤瓦を用いるなどの工夫により新たな沿道景観の形成が求められている。

(4) 優良な眺望景観の保全と視点場の整備活用

与那原町には運玉森や雨乞森など、高台から海を望む眺望点が多く存在しているが、それらへのアクセスが困難な場合が多い。そのため、これらの景観資源を有効活用するために、アクセス道の整備や視点場の創出が望まれている。

(5) 東浜地区における新市街地景観の形成

東浜地区は、市街化が進行中であり、今後も土地の分譲が行われ、マンションや戸建住宅が整備される予定である。また、大型MICE施設整備に関連する施設整備に伴い、新たな商業施設や宿泊施設などの開発が進められる。大型MICE施設を核として、関連施設は、相互に調和を図った施設とし、良好な景観形成を図っていくことが必要である。

(6) 水辺・海辺景観の保全活用

東浜水路は、行政と住民によるイベント等による利用が活発に行なわれているが、水路の水質が悪い等の問題がある。また、既成市街地と東浜地区で遊歩道整備等が異なっており、一体的な整備が必要である。

海岸は、親しみのある水辺・海辺空間が広がっている。また、天然ひじきの自生地であり、それらの収穫作業の風景も景観上も重要であり、その保全、活用も必要である。

(7) 農地景観の保全

与那原町の農地は、大見武地区に集まっており、この地域は、農地を保全活用することで、南風原道路からの眺望景観の創出しており、また、南風原道路を借景とする営農風景が形成されている。与那原町をPRする新たな手段となることから、積極的な農地活用とその周辺の景観形成が必要である。

(8) 景観阻害要因への対策

周辺と調和しない色彩の建物の設置や、派手で大きな屋外広告物の設置により、既存景観が大きく阻害されている。また、無秩序に配置された電柱や電線により景観が損なわれており、与那原の景観特性を保全するための対応策が必要である。

(9) 住民主体の景観づくりの支援

景観形成は、民と公の協働により推進することが重要であり、景観づくりに対する情報提供、住民主体の景観づくりに対する支援が必要であり、住民アンケートでも補助等による支援の要望が挙がっている。

今後は、景観づくりの支援として、担い手の育成を含めたものとしていくことが必要である。

第3章 景観計画の区域

(景観法 第8条 第2項 第1号)

3-1. 景観計画の区域

与那原町は、町域の境界部を自然環境が取り囲んでおり、海岸線や斜面林は景観形成上重要な要素である。また、中心部に集約されている商業・住宅地域においても景観形成上適切な誘導が必要である。

よって、与那原町全域に対して景観誘導の必要があるため、景観計画区域を町域全体とする。

また、与那原町の海岸線は、埋立による開発のため、昔のまま保全されている箇所は少ないものの、板良敷海岸は、ヒジキの自生地であり、昔の海岸を今にとどめているため磯縁までを景観計画区域として設定する。



図 景観計画区域

3-2. 景観重点エリアの設定及び指定方針

景観計画区域のうち、特に景観上重要で特徴的な景観を形成しているエリアについて「景観重点エリア」を定める。

景観重点エリアの指定の方針を以下のように定める。下記のいずれかに該当する場合、「景観重点エリア」の導入を検討し、指定することができる。

- ① 景観資源の周辺で、それと一体的に景観形成を図る必要があるエリア
- ② ある程度まとまった規模の開発等景観の改変が想定され、景観誘導の方針を設定し、景観誘導が必要とされるエリア
- ③ 新たな景観の創出（まちづくりにおける拠点形成等）により景観誘導を重点的に推進するエリア

景観重点エリアは、上記の選定基準により景観誘導が必要なエリアに対して定めるものであるが、指定にあたっては、エリア関係者等との意見交換を実施し、エリアの範囲、景観誘導方針、景観形成基準を決定するものとする。

景観重点エリアの指定候補地を、5-4. 景観重点エリアについて記載する。

第4章 良好な景観形成に関する基本方針

(景観法 第8条 第3項)

4-1. 景観づくりの基本理念

景観の将来像を景観づくりの基本理念として定める。

**豊かな緑と水辺に抱かれた与那原の営みと
歴史が創出する癒しとゆとりの景観づくり**

与那原町は、運玉森、雨乞森、中城湾に囲まれて市街地が形成されており、自然に抱かれた格好となっている。

また、古くから交通の要衝として栄え、かつてはやんばる船による舟運や軽便鉄道の与那原駅などが立地し、沖縄本島南部の物流の拠点として機能していた。そのため、旧市街地には、史跡が点在して残っており、日常生活と一体となった景観を形成している。

その中で、人々は行き交った活気ある昔の状況から、現在は車にとって代わられたものの、交通結節点として重要な役割を果たしている。

自然豊かな与那原には、癒しとゆとりがある。今後、自然体験を中心とした多様な観光アクティビティの展開により、より自然から与えられる癒しの環境が重要になる。

また、東海岸に位置する与那原町は、朝日が拝める絶好の場所であり、水平線から昇る日の出を拝むことで、充実した1日の起点となる。

景観形成は、与那原町のまちづくりの原動力として、持続的な発展を支えるものであり、これらをさらに発展させ次世代に引き継ぐことにより、新たな景観の創造がなされ、魅力的なまちづくりが持続的に行われる。

与那原町の景観の取り組みは、町民、事業者、行政がそれぞれの立場でそのあり方を十分に話し合い、協働して行うことを基本とします。

4-2. 景観形成の目標

与那原町の景観資源の活用と良好な景観を次世代に継承するため、以下の目標を設定する。

(1) 豊かな緑や水辺など、自然環境を保全した自然景観づくり

与那原町を特徴付ける斜面緑地や水路、海岸などの自然環境は保全し、それらを今後も継承していくべき自然景観と考える。加えて、保全するだけにとどまらず、それらを活用し、新たな自然景観を育み景観の質を向上させていくことを目指す。

(2) 生活環境の向上を図る景観形成

住民は、与那原町を愛し、地域に対して誇りを持っている。その気持ちを、生活空間に反映させ、地域愛を育むことが必要である。

生活空間を豊かなものとするため、既成市街地において、住民個々の活動により沿道緑化など生活空間のうるおいや快適性を確保し、また地域の特産品である赤瓦を素材として活用し、生活環境の質の向上を目指す。

(3) 観光振興をはじめ、与那原町の発展に資する景観形成

赤瓦工場群、ひじきの収穫風景など、与那原の産業や観光資源とそれらにより形成される景観は一体である。与那原町の持続的発展を促す景観形成を促進することを目指す。加えて、赤瓦の積極的活用による景観形成によりまちのにぎわい形成を図り、産業振興にもつなげていく。

(4) 次世代に継承する魅力ある景観の育成、創出

私たちは、これまで先人たちが築いてきた景観資源を保全するだけでなく、育み、また新たに創出し、景観資産として次世代へ継承することを目指す。

(5) 住民、事業者、行政が協働し、景観まちづくりの実践

自らの工夫と努力により、今ある景観を活用しながら、持続可能なまちづくりを実践する。それには、住民自らの努力と工夫だけでなく、事業者の協力と行政のサポートにより相互連携をしながら進めていく。

4-3. 良好な景観形成に関する基本方針

与那原町には、運玉森や雨乞森などの緑、中城湾を一望でき海の青、空の青が望め、東海岸の特徴である、美しい朝日が望める。

この自然環境の中にあつて、交通の要衝として発達した与那原町は、歴史的資源も点在し、小さなまちながらも持続的な活気のあるまちとして今後も発展することが期待されている。

与那原町の発展には、交通の要衝であつた歴史的背景からもわかるように、行き交う来街者を取り込んでいくことが重要である。そのため、地域の産業や歴史を活かして景観形成をすることで、観光振興にもつなげていく必要がある。

これらを踏まえて、以下に景観形成に関する基本方針を示す。

① コンパクトなまちで豊かな景観を形成

与那原町は、沖縄本島で最も小さな町であるが、軽便鉄道ややんばる船が行き来する交通の要衝として発展してきた。また、既成市街地には御嶽などの歴史的資源も点在している。小さいながらも、活気のあるまちとして発展していくため、自然豊かな景観づくりを推進する。

② 斜面緑地や農地、水辺など自然を活かした新たな景観づくり

与那原町の特徴である運玉森や雨乞森などの斜面緑地や農地、水辺、海浜、水路などの豊かな自然環境を保全・活用するとともに、これらを抱く地形により生み出された、素晴らしい眺望を活かし、次世代に継承する新たな景観づくりを推進する。

③ 新たな与那原の景観づくり

東浜地区は、市街化が進行し、新たな与那原の住宅地が形成され、人口も増加している。また、大型MICE施設の整備も予定され、交流集客拠点の開発が進んでいる。東浜水路を挟んで旧市街地が広がっており、新たな景観の創出により新しい与那原の表情を作っていく。また、主要な道路の沿線も町を特徴付ける赤瓦を活用し、地域を印象付ける景観づくりを推進する。

④ 住民との協働による景観づくりを推進

与那原町は、伝統行事である与那原大綱曳が毎年夏に行われている。その原動力は、地域を愛する住民の存在が大きい。今後の景観形成においては地域活動に対する支援を充実させるとともに、住民と事業者、行政による協働による景観づくりを推進する。

第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法 第8条 第2項 第2号)

5-1. 届出対象となる行為

町全域が景観計画区域であるため、町内において下記の表に記載する行為を実施する場合、景観計画に基づく届出が必要である。(景観法第16条第7項第1号から第10号の行為を除く)

届出対象となる行為に該当するものは、計画段階での事前協議及び景観法第16条に基づく町長への届出が必要となる。なお、届出対象とならない小規模な行為についても、景観計画に規定されている景観形成基準に従う必要がある。

<届出対象となる行為> (町全域)

1. 建築物の建築等 良好な都市環境及び居住環境を保全、創出するため、地域の景観に与える影響の大きい建築物を届出対象とした。 該当する規模の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することになる修繕又は模様替え若しくは色彩の変更を行う場合 ・高さ10mを超えるもの又は建築面積が300㎡を超えるもの ・外観の変更は、10㎡を超えるもの (※太陽光発電設備を建築物の付帯設備として整備する場合は、工作物の太陽光発電設備の届出基準に準拠する)	
2. 工作物の建設等 工作物は、機能に応じて様々な形状があるため、景観に与える影響が大きいものについて届出対象とした。 以下のいずれかに該当する規模の工作物の建設、築造又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更を行う場合	
①擁壁、垣(生け垣を除く)、さく、門、塀その他これらに類するもの	・高さ3mを超えるもの
②煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	・高さ10mを超えるもの
③コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	・高さ15mを超えるもの
④記念碑、沿道モニュメントまたはこれらに類するもの ※モニュメントとは：物事や事象を象徴的に示す目的のために作られた像や建造物等の総称	・規模に関わらず、全てのもの
⑤アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント、ゴルフ練習場、屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設、自動車車庫等の立体駐車場、大型遊具施設、ゴミ焼却等の処理施設その他これらに類するもの	・高さ10mを超えるもの又は敷地面積が500㎡を超えるもの

⑥太陽光発電設備など	・パネル面積の合計が 50 m ² を超えるもの
3. 開発行為	
大規模な自然景観の改変等が想定される規模の行為を届出対象とした。	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為の土地の面積が 500 m²を超えるもの ・切土または盛土によって生じる法面もしくは擁壁の高さが 2m を超えるもの 	
4. その他	
4-1. 木竹の伐採	
木竹の伐採により、山肌が露出し眺望景観に大きな影響を与えるものを届出対象とした。	
<ul style="list-style-type: none"> ・伐採面積が 500 m²を超える伐採（ただし、通常の維持管理は除く） 	
4-2. 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更と、変更により生ずる法面、擁壁	
土地の形質の変更により景観上大きな影響を与えるものを届出対象とした。	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の面積が 500 m²を超えるもの ・土地の形質変更により生じる法面もしくは擁壁の高さが 2m を超えるもの 	
4-3. 屋外における土石、廃棄物、再生資源等その他物件の堆積	
一時的に屋外に仮置きする等により周辺の景観に大きな影響を与えるものを届出対象とした。	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の面積が 500 m²を超えるもの ・堆積高さが 2m を超えるもの 	
※設置期間にはよらない	

与那原町の景観計画は、景観上重要な場所、景観誘導が必要な場所等を、「景観重点エリア」として指定し、景観に配慮するものとしている。

そのため、景観重点エリアは、上記で示した町内全域の届出対象行為に加えて、景観重点エリアの届出対象行為により届出の必要有無を判断する必要がある。

景観重点エリアは、原則として、景観上影響が大きい建築物に関する行為のすべてについて届出対象とするように想定している。（景観重点エリア指定時に個別に設定）

5-2. 景観計画区域内における景観形成基準

与那原町全域の景観形成基準は、以下の表に示す通り。

なお、5-3 に景観特性毎の景観形成方針と景観形成基準を設定する。

景観形成基準は、町全域の基準と 5-3 に示す景観特性毎の基準があり、両方の基準を満足させる必要がある。

○景観計画区域内（町全域）における景観形成基準

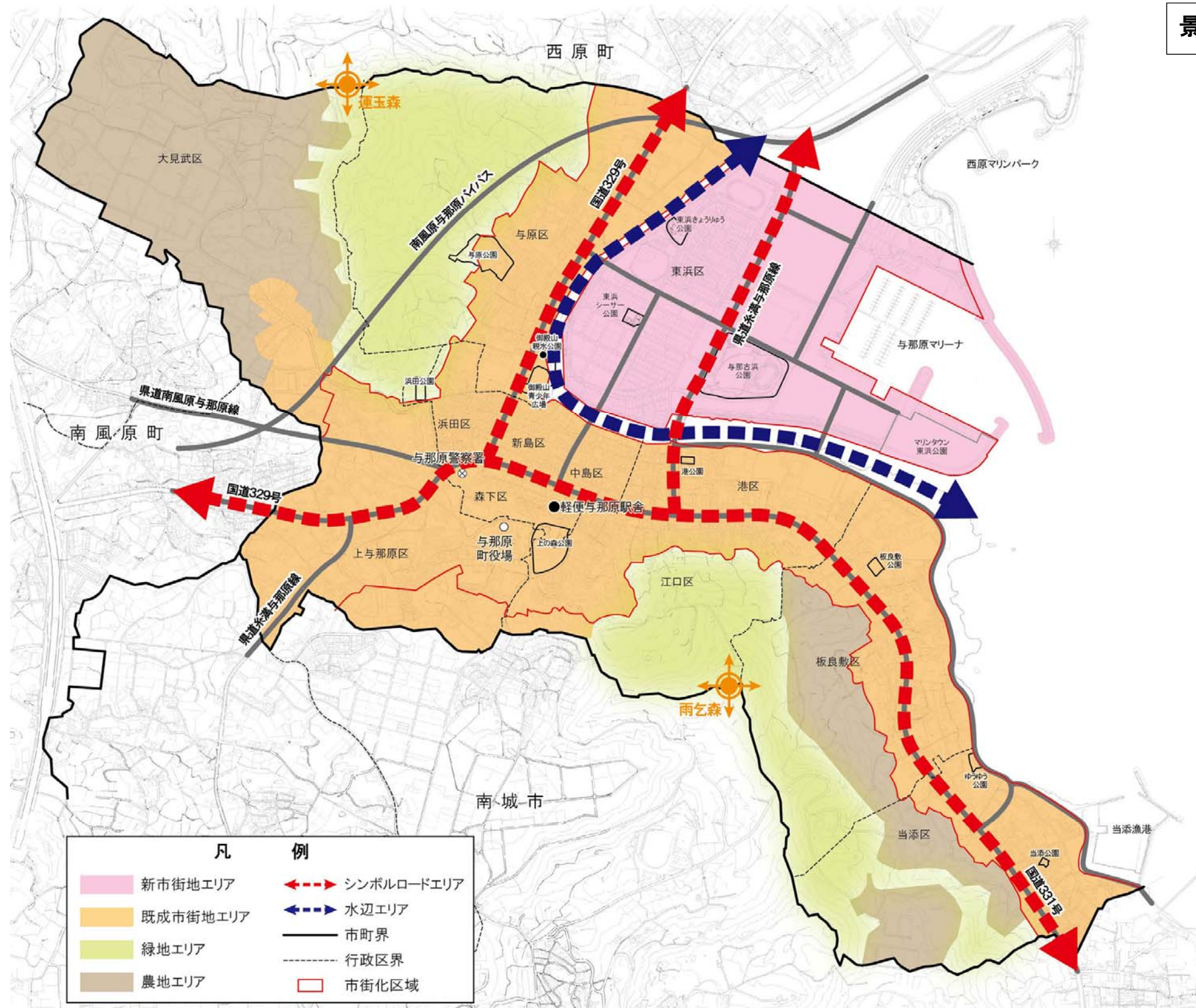
項目		行為の制限			
建築物・ 工作物の 建設等	基本的 事項	○建築物・工作物を設置する際は、敷地周辺の状況を把握し、施設の性格や地域特性に応じて、地域全体として調和がとれたものとなるよう努める。			
	高さ	○与那原町の特徴的な景観の1つである運玉森や雨乞森の斜面林への眺望を阻害しないよう高さとする。			
	形態 ・ 意匠	○背景の緑と山並みや海や空の青と水平線を意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺と調和がとれるようにする。 ○与那原町の重要史跡の景観や住民に親しまれている景観を有する地区とその周辺は、その特性を阻害しないよう、形態・意匠にする。 ○沖縄の風土に合った赤瓦等の素材を積極的に活用するよう努める。			
	屋外 設備	○屋外設備類は、外壁と調和した部材で遮蔽するか、目立たないデザインとする。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩と揃える。 ○貯水タンクは、地域を特徴づけるものであるが、景観上目立ちすぎないように、設置位置や遮蔽等をする。 ○駐車場、駐輪場は、まちなみの連続性に配慮するため、できる限り植栽等で修景緑化に努める。			
建築物・工作物の 色彩	○外観の基調色は、できるだけ落ち着いた色彩を基調（各面において2/3以上を目安とする面積）とし、周辺景観との調和するようにする。 外観の基調色は、以下の値とする。 <table border="1" data-bbox="595 1480 1281 1628"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>全て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>明度 8以上 彩度 2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。 以下に示すものは上記の限りではない。 ①アクセント色として着色される部分 （各壁面及び屋根面の垂直投影面積又は水平投影面積の10%未満 ただし、一般住宅においては5%未満） ②表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色。 ③町長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの。</p>	色相	全て	基準値	明度 8以上 彩度 2以下
色相	全て				
基準値	明度 8以上 彩度 2以下				

	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの。 ・植栽等で遮蔽されており、景観を阻害しないもの。
敷地・外構	○塀等を設置する場合は、まちなみと調和するようにする。また、沖縄の風土に合った素材を活用して修景する。
緑化	<p>○緑の少ない与那原町では、出来るだけ緑化に努め、緑化の工夫を行い以下に示す数値を満足するように努める。（将来、段階的に基準化を行う）</p> <p>努力目標値 緑地率 10% 緑被率 20% 緑視率 30%</p> <p>○住宅地には緑が少ないため、積極的に敷地の緑化を行う。 なお、植栽に際しては、樹種や樹木配置を考慮する。</p> <p>○樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かす。</p> <p>○幹線道路沿いに立地する商業施設の駐車スペースには、潤いのための配慮として緑化するよう努める。</p>
開発行為	<p>○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。</p> <p>○背景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。</p>
木竹の伐採	<p>○目的に応じて、伐採の範囲は必要最小限とする。</p> <p>○既存の景観を極度に損ねることのないようにする。</p> <p>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</p>
土地の開墾及びその他の土地の形質の変更	<p>○変更後の形状が、周辺の景観となじむようにする。</p> <p>○形質変更はできるだけしないようにする。盛土や擁壁等は、周辺道路からできるだけ離れた位置とする。</p>
屋外における物件の堆積	<p>○堆積物が周辺の通りから見えないようにする。</p> <p>○圧迫感のないように高さはできるだけ抑える。</p>

5-3. 景観特性格別の景観形成方針と景観形成基準

地域の特性を活かした良好な景観づくりに向けて、与那原町の景観を以下の6つのエリアに分類して、景観形成方針と景観形成基準を定める。

景観特性格別のエリア図



① 新市街地エリア

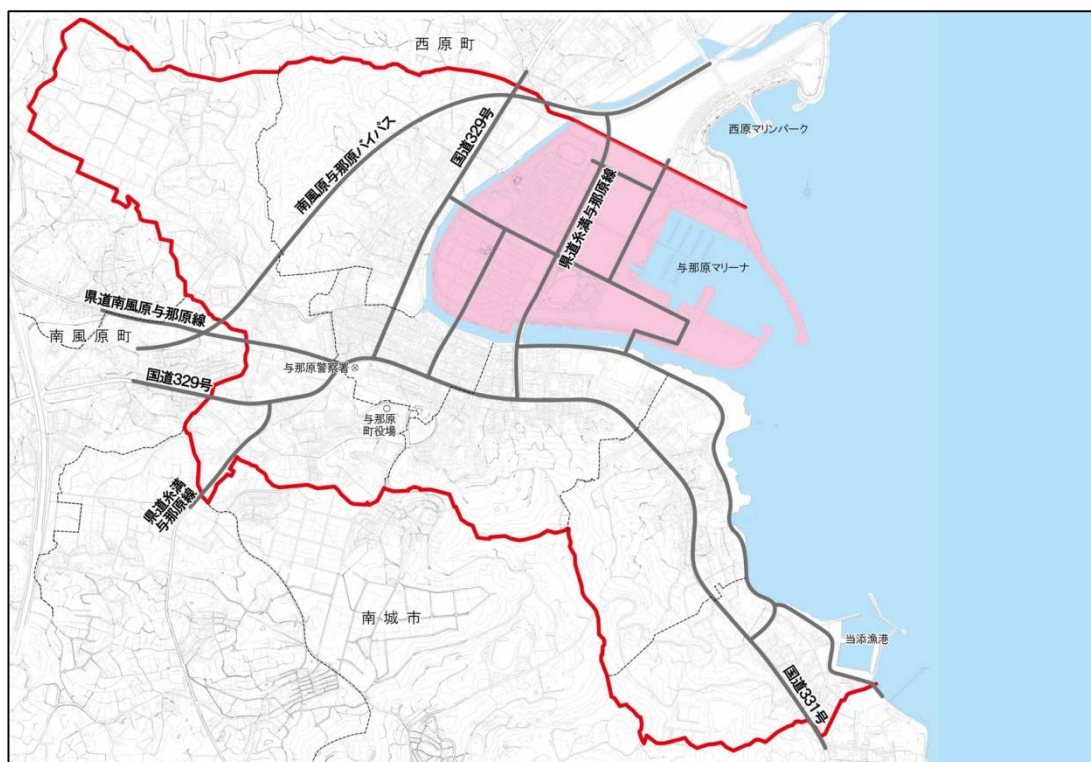


図 新市街地エリア

<現状>

東浜は、埋立により形成された新しい土地で、現在市街化が進行中である。また、地区計画の指定がなされて、住宅地や商業地として土地利用が行われている。地域内には大きな公園も設置されており、既成市街地よりゆとりある土地利用が行われている。

<今後の景観上の課題>

- ・今後の住宅開発がすすめられ、マンションタイプや戸建てタイプの住宅地が整備されるため、地区計画と連携して良質な景観形成を図る必要がある。
- ・大型 MICE 施設の整備に伴う関連施設整備による周辺景観への悪影響が心配される。
- ・ロードサイドの商業施設は、看板等目につくものも見られるが、著しく景観を阻害している状況にはないため、今後とも現状をより良い形で更新していく形で魅力ある景観の形成を図る。

- ・東浜は、背景として広がる運玉森、雨乞森を一望できる。そのため、新市街地において、高さの高いマンションタイプの住宅は、この稜線を分断する恐れがある。そのため、視点場を明確化し背景となる斜面緑地の眺望景観の範囲を設定するなどした適切な規制誘導が必要である。
- ・日の出が拝めるポイントが多くあり、景観および観光資源として有効活用を図り、将来にわたり継承していく必要がある。

＜景観形成の方針＞

日いずる、人の活力みなぎる景観づくり

与那原町の新しい顔としてにぎわい、安らぎなど生き生きとした人の営みを支える潤いある景観づくりを行う。

大自然の作り出す自然景観を味わうにふさわしい場所づくりを行う。

○配慮すべき景観形成基準（新市街地エリア）

項目	基準
建築物	<p>高さ：運玉森の稜線を視点場から分断しない高さとする。</p> <p>形態・意匠：赤瓦を一部に活用する。 周辺住宅と調和を図る。</p> <p>色彩：色相 R、YR を中心に明度彩度は景観基準の数値に準拠する。</p> <p>緑化：生垣等の採用をする。 敷地内の緑化に努め、景観形成基準の緑化基準を満足するものとする。</p>
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ等を制限し周辺景観への影響を最小限となるように配慮する。 ・看板は、壁面全体の 10%以内とする。 ・コーポレートカラー等で景観形成基準に指定された色彩基準を満足しない場合は現地状況を踏まえ、出来るだけ色彩基準との整合を図るよう努める。 (事前協議により確認する) <p>なお、アクセントカラーを壁面に用いない場合は、看板に用いることは可能である。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場となる場所の周辺は、できるだけ高い建築物や工作物を設置しないよう努める。 ・東浜水路からの景観において、建物の裏が見える場所については、植栽等による修景に努める。 ・夜間の照明について、水辺空間の夜の演出ができるように、その設置位置は、配慮する。

② 既成市街地エリア

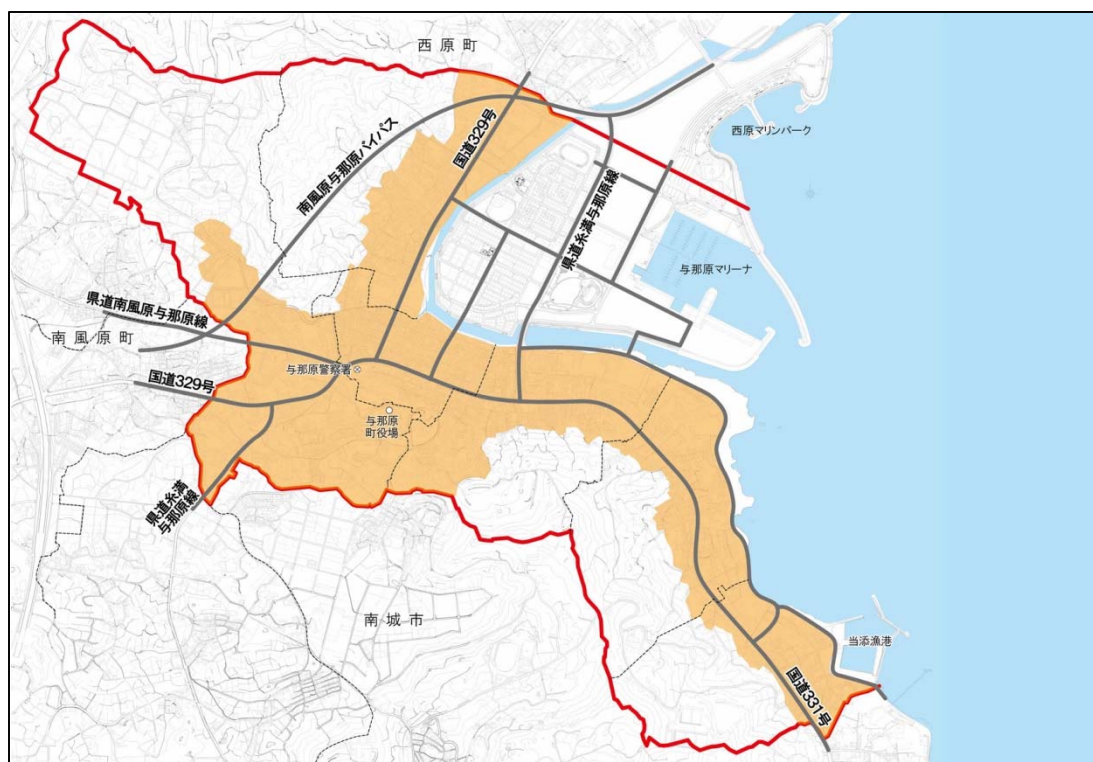


図 既成市街地エリア

<現状>

与那原町の既成市街地は、道路は狭く、住宅が密集している地域が多い。その中には、御嶽などの歴史的資源も点在している。

<今後の景観上の課題>

- ・ 点在する歴史資源を景観資源や観光資源として有効活用することができるように、周辺環境の整備が必要である。(親川通り等の舗装は良い事例である)
- ・ 既成市街地の住宅地は、それが与那原町の住宅地の特徴となっているため、生活環境に潤いを持たせる等、地域住民が主体となった景観の取り組みが重要である。
(例えば、敷地内緑化、壁面緑化、改修時の自然素材の活用)
- ・ 商店街等は、舗装の変更等を行う際に石材等を活用する等、沖縄の素材(琉球石灰岩)を活用することで特徴ある場を形成することが必要である。
- ・ 特徴的で重要な場所に対しては、電線の地中化や裏配線化、屋外広告物の適切な誘導が必要である。

<景観形成の方針>

継承された与那原の生活を伝える景観づくり

与那原の生活の中心であり、住民の日常生活と歴史的な史跡が混在している。与那原町の生活を伝える場としての景観づくりを行う。

○配慮すべき景観形成基準（既成市街地エリア）

項目	基準
建築物	高さ：周囲の住居等から突出しないようにする。 形態・意匠：（新設）設備が目立たない配置。 赤瓦（一部で可）、自然素材等の活用。 色彩：明度彩度は景観基準の数値に準拠する。周辺住宅地とは調和を図る。 緑化：ブロック等による囲いは避け生垣等の採用をする。 （石積み等の自然素材も活用） 緑視率の基準値を満足するようにする。
歴史資源周辺	・拝所等の周辺については、工作物等の設置をしない。 ・周辺の樹木に対する配慮をし、継承するための維持管理をする。
屋外広告物	・出来るだけ落ち着いたデザインとし、景観づくりに配慮したものとする。 <商業施設について> ・周辺景観への影響を最小限となるようにする。 ・看板は、壁面全体の10%以内とする。 ・コーポレートカラー等で景観形成基準に指定された色彩基準を満足しない場合は現地状況を踏まえ、出来るだけ色彩基準との整合を図るよう努める。（事前協議により確認する） なお、アクセントカラーを壁面に用いない場合は、看板に用いることは可能である。

③ 緑地エリア

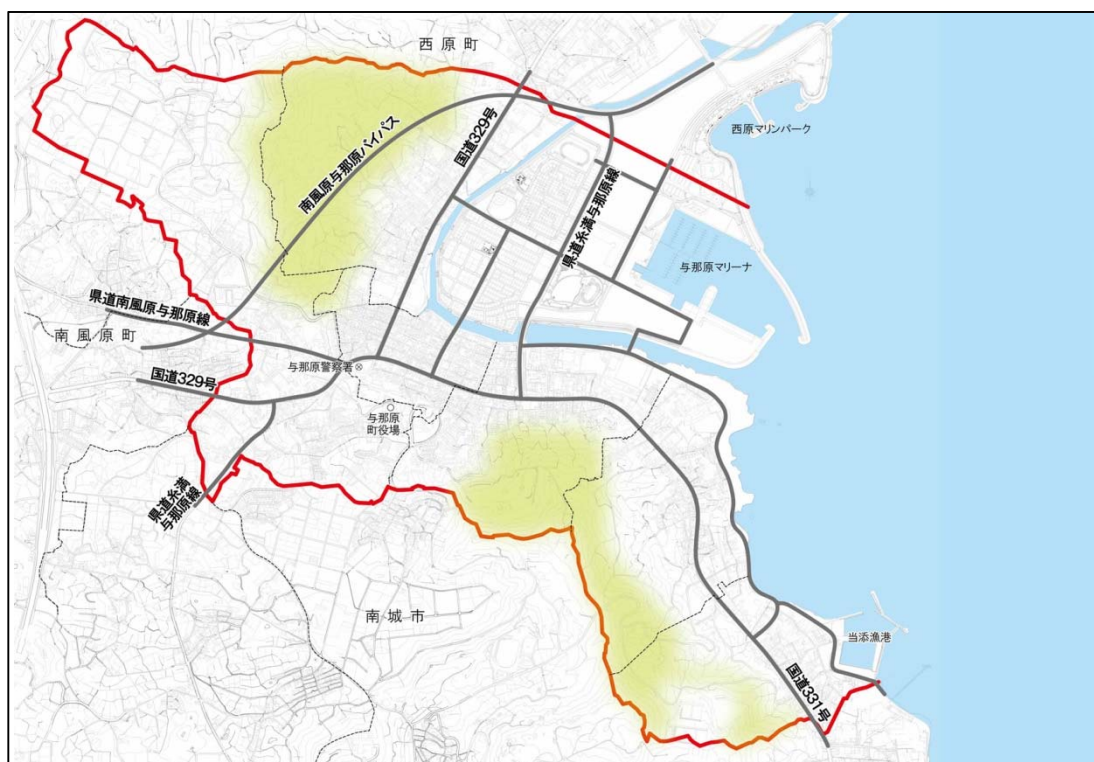


図 緑地エリア

<現状>

与那原町は、運玉森や雨乞森などの斜面緑地を有しており、緑の骨格を形成し、本町を特徴づける景観を形成している。

<今後の景観上の課題>

- ・中城湾を一望できる場所があるものの、安全にその場へ行ける遊歩道や眺望広場がないため、有効活用できていない。
- ・市街地からの斜面緑地の景観も良く、新市街地の住宅開発に伴い、マンション等高層住宅の整備が進められており、高層住宅による稜線分断の危険性がある。また、高層住宅による高台からの眺望阻害の危険性がある。
- ・開発が進められており、斜面緑地の喪失の危険性がある。(斜面緑地との共生が重要)
- ・国道 329 号バイパスが整備中であり、運玉森の中腹を横断する高架橋が整備されるため新たな景観が創出される。それらを含めて景観形成を図る必要がある。

<景観形成の方針>

豊かな斜面林による特徴ある景観づくり

与那原の特徴的な自然景観である斜面林についてこれを保全するだけでなく、より良いものとしていくことが重要であり、積極的に景観づくりを行う。

○配慮すべき景観形成基準（緑地エリア）

項目	基準
建築物・工作物	高さ：稜線を分断しないようにする。 形態・意匠：周辺の緑地への配慮を行う。 設備類は、目立たないようにする。 色彩：周辺との調和を図る。（数値基準は、景観形成基準による） 法面：擁壁等の工作物が露出しないようにする。 その他：鉄塔や工作物は稜線に影響しないようにする。
斜面林	・斜面林は、保全を図る。 ・開発等による斜面林の消失は最低限にする。 ・眺望点からの見え方に配慮した伐採及び植林を実施する。
開発行為	・斜面林への眺望に対して影響を最小限に抑えるよう努める。
眺望範囲	・国道 329 号バイパスは新たな視点場であるため、眺望箇所を定め、眺望範囲の設定を行う。

④ 農地エリア

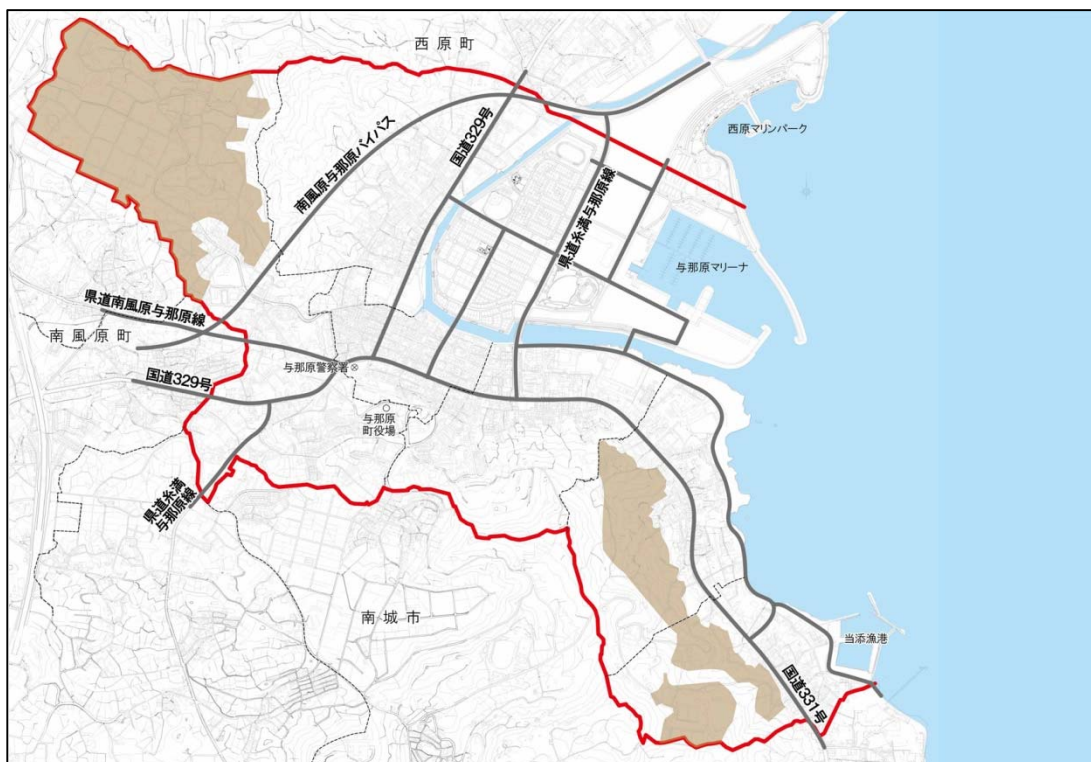


図 農地エリア

<現状>

市街化調整区域である大見武区は、基盤整備された農地がひろがっている。与那原町の農業を支える地域であり、南風原道路から営農風景が一望できる状況である。

板良敷区の農地は、周辺の宅地化により減少しているものの、与那原町の農地として重要である。

<今後の景観上の課題>

- ・大見武区は、与那原町内で最大の農地が集積されているが、一部に未耕作地等があるため、それらを改善する必要がある。
- ・農業振興を図りつつ、営農風景を形成する必要があるため、農業資材や倉庫、住宅等の適正な配置誘導が必要である。

<景観形成の方針>

与那原の営農風景づくり

与那原の中心的な農地において、営農風景を景観資源として積極的に活用する。

○配慮すべき景観形成基準（農地エリア）

項目	基準
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none">・高さ、色彩、は農地との調和を図る。・自然素材を活用する。・ビニールハウス等は営農風景として設置は問題ないが、施設の管理をきっちりと行う。
開発行為等	<ul style="list-style-type: none">・資材置き場、土砂の堆積等については、設定する視点場から目立たない位置に設ける。また、整理整頓により修景する。・道路からの景観の改変がないように配慮することで、景観上の影響を最小限にとどめるよう努める。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none">・道路に対する野立て看板等は設置しない。

⑤ シンボルロードエリア（骨格道路軸）

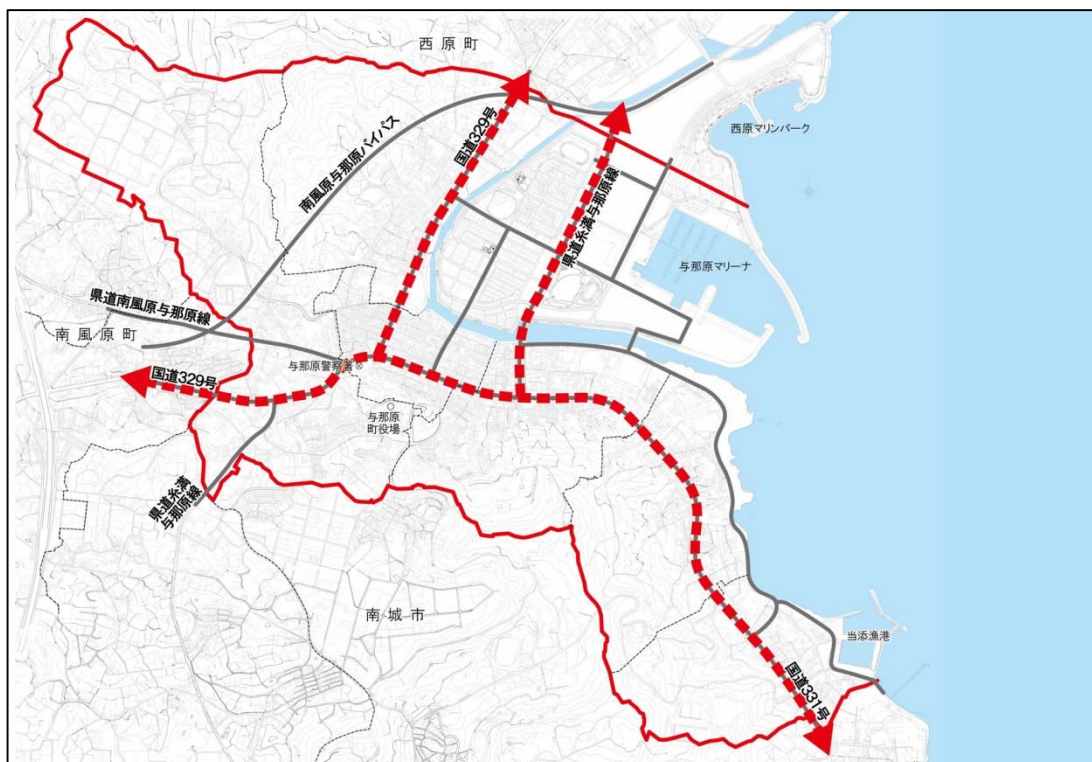


図 シンボルロードエリア

<現状>

与那原町は、南北に走る国道 329 号、与那原三叉路から東側に走る国道 331 号、県道糸満与那原線などの広域的な幹線道路が配置されており、本島南部地域の交通の要衝として発展した。

主要幹線道路には、与那原の特徴的な景観の形成はなされていない。

<今後の景観上の課題>

- ・ 主要道路を通っていても、与那原町と隣接している自治体との沿道景観の差はない。
- ・ 赤瓦等の資源を有効活用し、与那原の特徴を示していく必要がある。
- ・ 国道 329 号から聖クララ教会への眺望の保全が重要である。

<景観形成の方針>

与那原を印象付ける沿道景観づくり

与那原の骨格道路は、沖縄本島南部の交通の要衝であり、赤瓦を中心として与那原を特徴づける沿道空間づくりを行う。

特に国道 329 号は与那原町への玄関口となるため、そのシンボル性を高めることが必要である。また、聖クララ教会への眺望は今後も保全していく。

○配慮すべき景観形成基準（シンボルロードエリア）

項目	基準
建築物・工作物	・周辺との調和を図る。
沿道施設に関するもの	・赤瓦のイメージを打ち出す。 ・道路占用物の上屋（バス停等）に関しては赤瓦等を採用してイメージを統一する。
屋外広告物	・沿道商業施設においては、周辺の広告物等より突出したものを設置しないよう努める。（留意するのは、広告物の大きさと設置箇所数。 <商業施設について> ・看板は、壁面全体の 10%以内とする。 ・コーポレートカラー等で景観形成基準に指定された色彩基準を満足しない場合は現地状況を踏まえ、出来るだけ色彩基準との整合を図るよう努める。（事前協議により確認する） なお、アクセントカラーを壁面に用いない場合は、看板に用いることは可能である。

※道路施設に関しては、景観重要公共施設で設定する。

⑥ 水辺エリア

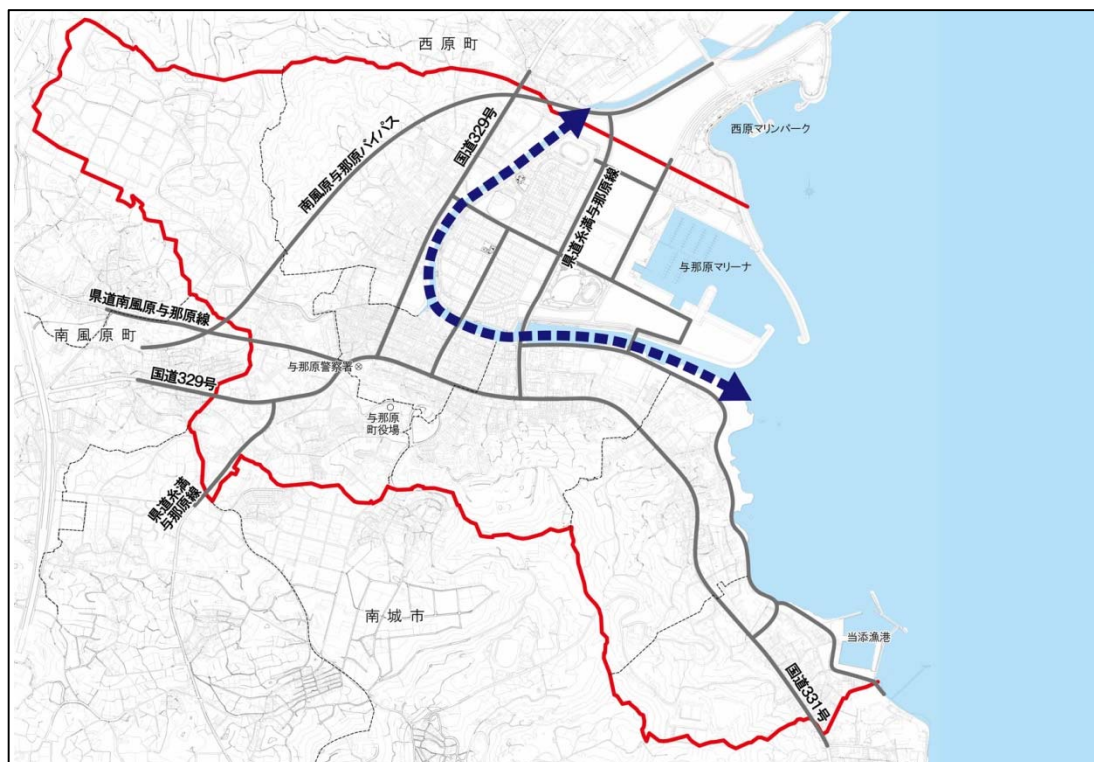


図 水辺エリア

<現状>

東浜地区のマリーナは、レクリエーションの場として県内、県外などからの広域的な利用が想定される。また、東浜水路や板良敷海岸は、親水エリアとしての利活用について注目されている。

<今後の景観上の課題>

- ・太平洋に面する特色を活かし、マリンレジャーの休息拠点としての利活用が想定されるため、それに対応したゆとりある空間を整備し、それに伴う景観形成が必要である。
- ・水質の改善等による利活用の増進と水辺からの景観についての修景を進める必要がある。

<景観形成の方針>

海辺の憩いの拠点としての景観づくり

与那原のマリンレジャーの拠点として今後発展することが期待されるため、マリーナの利用者だけでなく町民すべての憩いの拠点として景観形成を図る。

水辺からの修景を行い、水辺の空間を形成し有効活用を図る。

○配慮すべき景観形成基準（水辺エリア）

項目	基準
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none">・海からランドマークとして見られることも想定し、特徴的な施設の設置は可能とする。・なお、整備に関しては、景観審議会等の意見を聞きながら周辺との関係に配慮して計画を行う。・色彩、素材については、景観形成基準に準拠する。・海への眺望を阻害することのないよう、施設配置に関して配慮する必要がある。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物の設置はできるだけ避けるものとする。

5-4. 景観重点エリアについて

3-2 で設定した景観重点エリアは、順次指定していくものとする。指定方法は、9-2 に示す。なお、以下に示すのは、景観重点エリアの候補地である。親川エリアは、エリア、景観誘導方針、景観形成基準を想定している。今後は地元等との関係者との協議を進め、景観重点エリアの指定を実施予定である。

また、大見武宮農エリア、板良敷海岸エリアは、順次指定内容を具体化し、指定に向けて取り組む予定である。



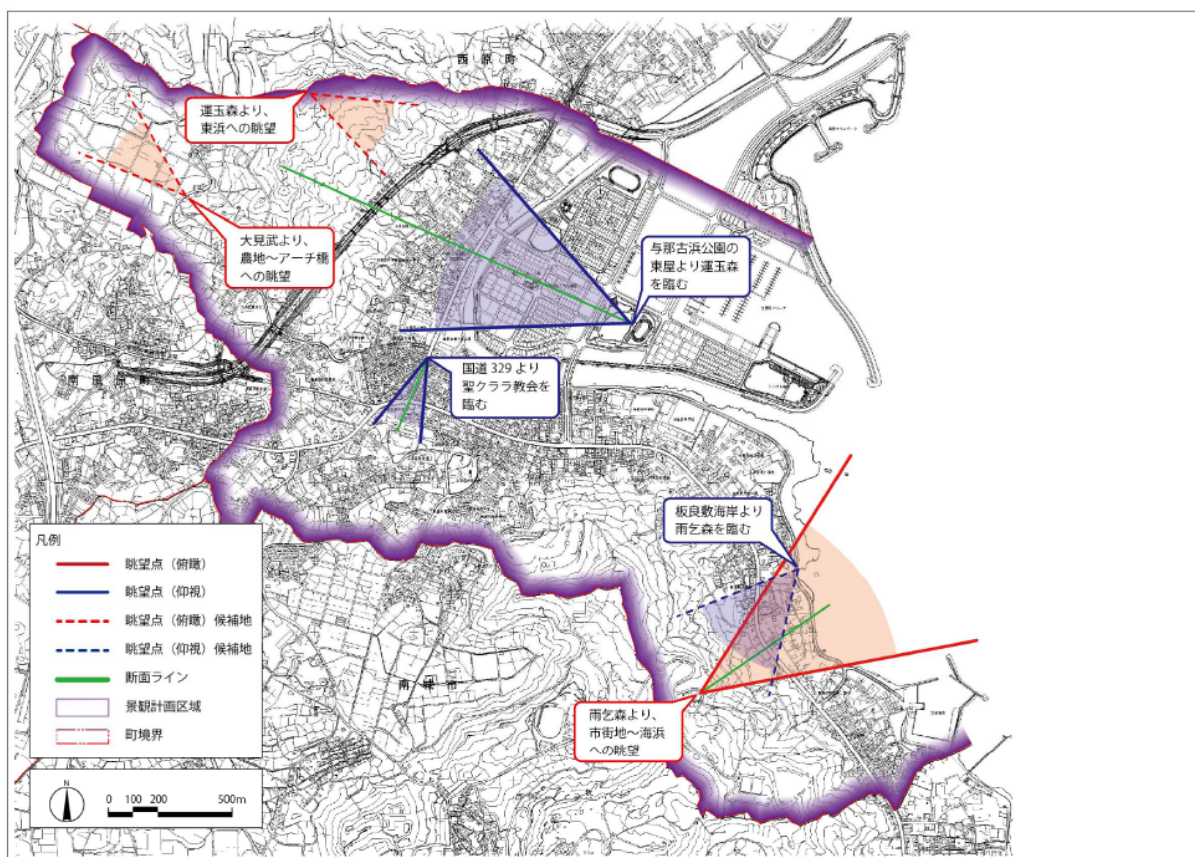
5-5. 眺望確保の考え方

本町の北西～南東側を縁取る斜面緑地、高台から望む中城湾などの眺望景観やランドマークとなる建物への眺望は、町民の心象風景に根差した愛着心を育む代表的な景観である。この景観を保全し次世代に引き継ぐために、対象となる眺望の確保を図る。

眺望景観を保全するために、眺望点の選定の考え方について以下のようにする。

<眺望点の考え方>

実際に身近に実感できる(見ることができる)対象、多くの人が素晴らしいと感じられるランドマークを、眺望点として選定する。



【眺望点】

- ・中城湾(津堅島・勝連城も臨む)を一望できる「雨乞森」
- ・東浜から一望できる斜面林「運玉森」
- ・国道 329 号のビスタポイントであり、ランドマークである「聖クララ教会」

【眺望点候補地】

- ・アクセス路が整備されていないが、頂上からの眺望は素晴らしい「運玉森」
- ・広がる農地越しにアーチ橋を臨む「大見武」
- ・斜面林全体を望めないが景観保全すべき「雨乞森」

※眺望点候補地については、選定基準を順次作成していくものとする。

<与那古浜公園から運玉森への眺望>



特に、東浜マリンタウンの開かれた与那古浜公園からは、運玉森の斜面緑地が一望できるため、この眺望を阻害しないように、以下事項に配慮する。

- ・緑地が手前の建築物によって覆い隠されないような高さ、規模とする。
- ・緑の稜線の分断等がないようにする。
- ・建築物の色彩について、背景の緑と調和したものとする。
- ・開発やバイパス整備等より法面が生じる場合は緑化等により修景する。

<雨乞森より市街地、海浜、中城湾(津堅島・勝連城含む)への眺望>



雨乞森より市街地や、板良敷海岸及び中城湾の雄大な風景、さらには晴れた日には遠く津堅島・勝連城を臨むことができる。この眺望を阻害しないために、以下事項に配慮する。

- ・ 建築物、工作物は海への眺望を妨げないような高さ、規模とする。
(水平線の分断に対する配慮を行う)
- ・ 海や海岸線への眺望の確保し保全する。
- ・ 敷地を大きく改変して、それまでの景観を損ねないよう造成の規模や形態に配慮する。
- ・ 建築物の色彩について、背景の海と調和したものとする。

<国道329号より聖クララ教会への眺望>



西原方面より、国道329号を走ると東浜マリンタウン入口を過ぎた直線部分から、正面に建物自体の姿もランドマークとして美しく、ビスタポイントとなっている聖クララ教会の眺望を阻害しないように、以下の事項に配慮する。

- ・教会周辺には緑が残るように、敷地の大規模な改変による景観の阻害が行われないようにする。
- ・国道沿いの屋外広告物や案内表示等については、形態および色彩に配慮する。
- ・教会そのものが覆い隠されないよう、国道からの視点場に対して周辺建築物の高さに配慮する。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法 第8条 第2項 第3号)

6-1. 景観重要建造物の指定の方針

以下の事項に該当するものを景観重要建造物として指定する。

<景観重要建造物の指定の方針>

- ① 地域のランドマークとなっている建築物
- ② 地域の景観形成に良好な影響を与えている建築物
- ③ 市民に愛され親しまれている建築物
- ④ 歴史的な建造物等で、その地域の歴史を伝える建築物
- ⑤ 優れたデザインまたは貴重な様式の建築物

ただし、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により指定有形文化財(登録有形文化財を除く。)等となっている建造物や、県及び町条例の規定により指定有形文化財等となっている建造物については、原則、対象外とする。

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、優れたデザインや地域のシンボルとなる、また眺望の目標物である等、地域の景観形成上重要であると認められたものについて、所有者の合意を得たうえで景観重要建造物として指定する。

特に与那原の歴史・文化を今に伝える建築物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努める。

6-2. 景観重要樹木の指定の方針

以下の事項に該当するものを景観重要樹木として指定する。

<景観重要樹木の指定の方針>

- ① 地域の景観形成に影響を与えている樹木
- ② 聖地において、歴史を伝える空間の一部として構成されている樹木
- ③ 地域住民に親しまれ地域のシンボルになっている樹木

ただし、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定により指定記念物等となっている樹木や、県及び町条例の規定により指定天然記念物等となっている樹木については、原則、対象外とする。

住民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森、また学校施設の敷地内に所在する記念樹や保存樹等、地域の自然や歴史、文化、暮らし等と密接に関わり親しまれ、景観形成上重要であると認められたものについて、所有者の合意を得たうえで景観重要樹木として指定する。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法 第8条 第2項 第4号関連)

7-1. 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、景観形成の構成要素である道路、河川、公園、港湾、海岸等のうち、景観資源として景観形成の取り組みと一体的に行うことが望ましいものについて、地域の景観上重要な公共施設として、施設管理者等との同意を得て、景観重要公共施設として指定する。

景観重要公共施設の指定により、今後整備されるもの、現在整備が進められているものは、景観計画を踏まえた景観形成に資するように整備を行い、既に整備されたものは、可能な限りの修景や改修時の改善を行う。

景観重要公共施設の指定に関する基本的な考え方を以下のとおりとする。

指定に関する基本的な考え方

- ① 景観の骨格となる軸や景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある施設
- ② 地域住民などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- ③ 当該公共施設整備により、その周辺と一体的な景観形成の取り組みを行うことが期待できる施設
- ④ 大規模かつ重要な公共施設で景観に大きな影響を与える施設
- ⑤ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を推進する必要がある地域に位置する施設

7-2. 景観重要公共施設

景観計画区域の以下の公共施設について「景観重要公共施設」とする。

道路
<ul style="list-style-type: none">➤ 一般国道➤ 県道➤ 町道（以下に該当するもの）<ul style="list-style-type: none">・ 都市計画道路に指定されているもの・ 上記以外の幹線 1 級市町村道、幹線 2 級市町村道 <p>※市町村道路は、「幹線 1 級市町村道」、「幹線 2 級市町村道」及び「その他市町村道」の 3 種類に区分され、幹線市町村道とは、一般国道や都道府県道とともに幹線道路網を形成し、日常生活において根幹的な役割を担っている市町村道路</p>
公園
<ul style="list-style-type: none">➤ 与那古浜公園➤ マリントウン東浜公園➤ 上の森公園➤ 与原公園
海岸
<ul style="list-style-type: none">➤ 海岸保全区域
港湾、漁港、水路
<ul style="list-style-type: none">➤ 当添漁港➤ 板良敷海岸➤ 東浜水路

※与那原町の管理施設以外については、施設管理者の同意のもと景観重要公共施設に指定する。（景観計画策定後、施行までの間に協議をして掲載。現状では予定）

7-3. 整備に関する事項

整備に関しては、当該施設が設置される場所の景観形成基準や方針に加えて下記の項目に基づくこととする。

○道路に関する事項

整備に関する事項					
基本方針	<p>与那原町には自然環境により形成されている景観が数多くあることから、景観形成要素の1つとして、景観形成への寄与を踏まえた整備を行う。</p> <p>○道路施設は、沿道の建築物や土地利用と一体となり、その地域の印象付けの役割を担っているため、周辺景観に配慮した景観整備に努める。</p> <p>○道路に必要な機能を見極め、必要機能と景観の両面において適正となるよう整備、維持管理を行い、良質な道路空間の形成を行う。</p>				
緑化	<p>○街路樹や植栽帯の設置に努め、周辺環境に適応する樹種を選定する。</p> <p>○法面は、交通安全上、防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努める。</p>				
舗装	<p>○道路特性や地域特性に配慮した素材及び色彩を採用し、沿道景観と一体となった整備を行う。</p> <p>○舗装の基調色（主に用いられる色彩）は、落ち着いた色彩とし、周辺景観と調和させる。</p> <p>○交通安全上の路面着色は、周辺景観を損なう恐れがあることから、路面全体の着色は避け、必要最小限の表示とする。</p> <p>舗装の色彩基準は、以下の通りとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>明度 8以上 彩度 2以下</td> </tr> </table> <p>※表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p>	色相	全て	基準値	明度 8以上 彩度 2以下
色相	全て				
基準値	明度 8以上 彩度 2以下				
防護柵等	<p>○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性を図るよう努める。</p>				
擁壁	<p>○擁壁設置は、できるだけ避け、設置が必要な場合、圧迫感等の軽減のため巨大、長大とならないように配慮し、緑化等の工夫により調和を図る。</p>				
橋梁	<p>○地域特性や周辺景観に配慮した構造形式を選定し、色彩等の配慮をする。</p> <p>○高架橋は、橋桁と橋脚等の一体的なデザインにより圧迫感の軽減等周辺景観と調和するように努める。</p>				
その他	<p>○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和するデザイン、色彩及び素材の使用を検討する。また、既存設置の標識類との統一性等にも配慮する。</p> <p>○地域を分断する盛土構造の道路については、景観改変の影響を検討し、景観に与える影響の低減に努める。</p> <p>○電線類の地中化については、推進に努める。</p>				

○公園に関する事項

整備に関する事項	
基本方針	与那原町の景観における視点場となるため、視点場の確保だけでなく、居心地が良い環境を整え、周辺景観との調和を図る。
建築物	○当該地の景観形成基準に準拠する。
園路広場等	○緑化に努め、舗装に関しては、憩いの空間となることから、落ち着いた色彩とし、「道路に関する事項」の舗装の色彩基準に準拠することが望ましい。
防護柵等	○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性を図るよう努める。
遊具	○周辺景観と調和する意匠とする。
案内板	○周辺景観と調和する意匠とし、適正配置に努める。なお、設置位置については周辺景観への配慮を行う。 ○案内板に使用する素材は、違和感のないものを利用し、調和を図る。
駐車場	○駐車場を設置する場合は、周辺景観への配慮を行い、駐車マスの設置位置、駐車場の出入口、植栽等に配慮する。
四阿・ベンチ	○公園との一体性を考慮しつつ、周辺景観と調和する意匠とする。 ○使用する素材は、違和感のないものを利用し、周辺との調和を図る。
その他の付帯施設	○付帯施設は、周辺景観に調和した形式、色彩とする。

○港湾等に関する事項

整備に関する事項	
基本方針	周辺の集落を中心に、様々な場所から眺められる景観要素であり、周辺の自然や集落との調和を図る。
建築物	○周辺景観に配慮した建築物とし、海への眺望を妨げないものとする。 ○施設の屋根や外壁に用いる色彩は、当該地区の基準に準拠するだけでなく、設置環境と調和した色彩の選定に努める。 ○当該地の景観形成基準に準拠する。
工作物等	○防護柵の設置においては、湾内や対岸への視認性の確保に努める。 ○防潮堤等の設置に関しては、堤内地からの海への眺望等に配慮する。

○水路に関する事項

整備に関する事項	
基本方針	水路景観は、景観を構成する重要な要素であり、水辺空間が憩いの親水空間となるよう、周辺景観と調和を図る。 ○水路としての必要機能や安全性を確保しつつ、水路環境を保全し、水路利用者の憩いの親水空間の創出、緑化、広場、歩道の設置等の整備に努め、適正な維持管理を行い、良質な河川空間の形成を行う。
水路施設	○護岸を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるように努める。また、親水性に考慮するよう努める。 ○水門を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるよう努める。 ○付帯施設は、その場所の景観形成基準に準拠する。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(景観法 第8条 第2項 第4号関連)

その土地の「風土」に適応した農業の営みや暮らしの中から生まれ、受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となり、その地域が形成されている。豊かな自然、美しい景観など、農業地域の魅力や価値が現在、再認識されている。

一方で、高齢化、後継者不足等による、農地の管理に支障が生じて、その魅力や価値の低下につながる懸念される。

そのため、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保し、本景観計画の景観形成の方針を踏まえ、景観農業振興地域整備計画と整合を図るよう配慮する。

第9章 景観形成の取り組みについて

9-1. 景観形成の取り組み体制

(1) 与那原町景観審議会

良好な景観形成に向けて景観計画の変更や見直しにあたっては、景観の専門家などで構成される第三者機関である「与那原町景観審議会」に諮り、専門的な指導・助言を受け、良好な景観形成のための透明性を確保する。

与那原町景観審議会は、新たな施策を検討する際などに、必要に応じて専門部会を設置し、さらに公募等による町民の参画を得るなどして、検討を行うことができる。

与那原町景観審議会を、本町における景観まちづくりに係る審議調査機関として位置づける。

(2) 景観アドバイザー

景観まちづくりにおいて、届出対象行為や公共施設等の景観誘導について、専門的指導・助言を行う景観アドバイザーを町が指定する。景観アドバイザーは、景観まちづくりにおける施策の推進役として位置付ける。

(3) 行政機関や庁内における連携による調整機能の充実

景観は、連続性や面的な広がりがあるため、与那原町内だけで完結せず、様々な主体との連携・調整が必要となる。そのため、町内の景観形成に係る各行政機関との連携、庁内の関係部署間との連携、隣接市町との連携により、整合のとれた景観形成を推進し、関係機関との協議により調整機能の充実を図る。

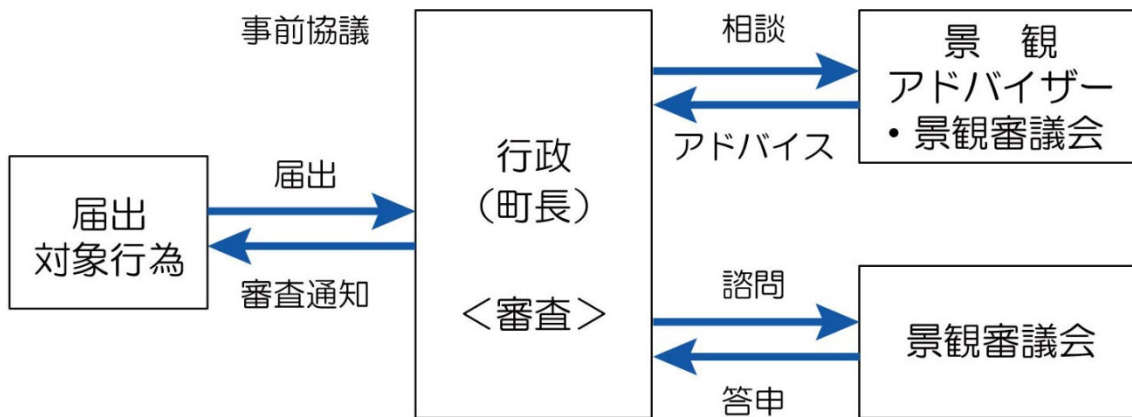
(4) 景観協議会制度の活用

広域的な景観形成の観点から、海岸や丘陵などの美しい自然景観の保全や快適で魅力ある都市景観に取り組む場合には、関係市町村、景観整備機構、関係団体、住民等で構成する景観協議会の制度の活用をしながら景観形成を図る。

(5) 景観協定制度の活用

景観協定は、町民自らの合意に基づき建築物の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることができ、地域の景観づくりに資する制度であるため、与那原町と地域が連携してその活用を図る。

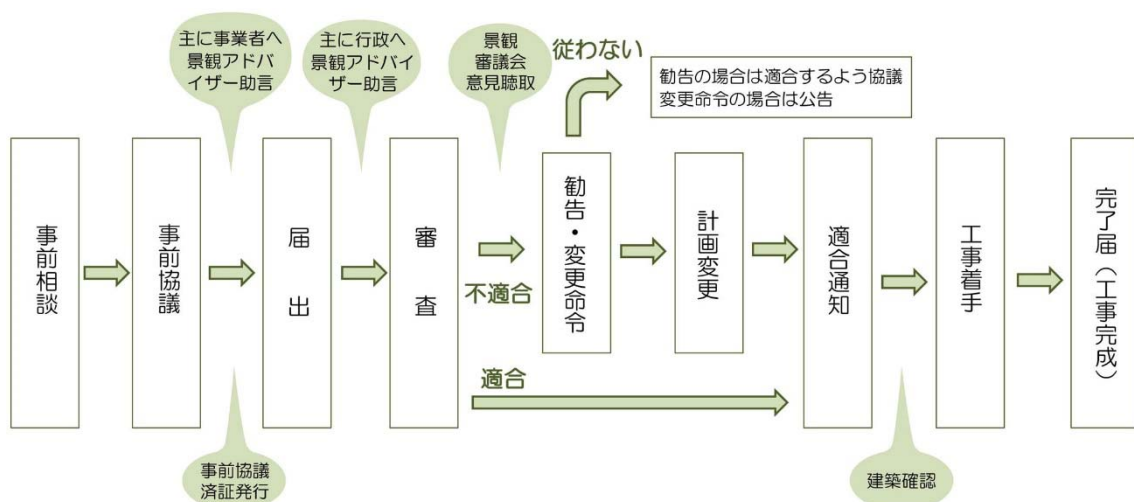
届出行為の審査体制



届出対象行為に対して、上記の体制で審査

- ①届出に際して、行政担当部署で審査を実施する。
 ※事前協議の際に、必要に応じて、景観アドバイザーが助言する。
 (主に事業者に対する)
- ②行政担当部署での判断が難しい案件に関して、景観アドバイザーが助言する。
 ※適合案件は、適合通知を出す。不適合案件は、景観審議会に諮る。
- ③不適合の場合は、景観審議会に諮り、景観法に基づく勧告、命令に対する意見を聴く。
- ④勧告もしくは変更命令を出す。

届出から許可までの流れ



事前相談は、届出に係る手続きの仕方等を相談する段階。(必要書類や基準の説明を想定)
 特定届出対象行為(建築物・工作物の形態・意匠に関する行為)に対して、「変更命令」。
 それ以外の行為については、「勧告」。

9-2. 景観上特に誘導が必要なエリアの指定方法について

景観計画を運用していく中で、景観計画に定める一般地区の中で、特に景観を保全活用する必要がある場所について、以下の方法で段階的に指定していくものとする。

(1) 景観重点エリアの候補地の提案

町内の景観上特に重要な場所については、町民、行政のどちらもが候補地として提案することができ、その場所を「景観重点エリア候補地」として登録する。

(2) 景観重点エリアの指定

登録された「景観重点エリア候補地」は、対象地域の住民を中心に、「景観重点エリア」として指定するために必要となる区域と景観形成の方向性、景観基準について話し合い、地域内において住民の一定の合意が得られたのち、景観重点エリアの指定を景観審議会に諮り指定する。（具体的な項目は、第7章に示す。）

(3) 景観地区の指定

景観重点エリアの中でも、景観誘導をきめ細かく実施し、建物の高さの誘導を実施する場合は、景観地区の指定を検討し、地元等との合意後、景観審議会に諮り指定する。

(4) その他制度の活用

景観重点エリア、景観地区の指定以外にも、地域特性を踏まえ、他の制度を含め最適な手法を検討し指定する。

9-3. 町民、事業者による景観まちづくりの取り組み促進・支援

(1) 町民等の意識の醸成

良好な景観形成の実現には、景観の大切さを認識し、郷土愛に根ざした景観づくりへの強い意思を町民、事業者、行政が持って初めて可能になる。

しかしながら、現在、町民や事業者の景観形成に対する意識は必ずしも高いとは言えないため、本計画をきっかけとして、「わが町与那原」の景観に対して関心を持つことから始める。意識の醸成を図るために、以下の事項について検討を実施する。

表彰制度の実施

町民の景観まちづくりに対する意識向上を図るために、本町の良好な景観や魅力向上に寄与する建築物や緑化など景観形成に関する活動に対して表彰する制度の創設を検討する。

広報、啓発の活動の実施

町民の景観に関する理解を深めるために、与那原町は、景観計画や関連情報を町の広報やホームページ上で積極的に周知する。

また、世代ごとに対応した景観に関わる機会（例えば、大人は、フォトコンテストとか）を設けるものとし、特に、今後、この町の景観を引き継ぎ育てていく子どもたちには、景観に関する意識や感情を育てていくためのプログラムの実施を検討する。

支援制度の充実

地域素材である赤瓦の普及のための助成制度をより使いやすいになるよう検討を行い、また、地域による景観形成活動に対する支援の充実についても検討を行い、具体的な景観への取り組み（行動）につなげる。

(2) 協働による景観づくり

良好な景観形成のためには、町民の日常生活や企業活動など普段から景観形成に対する参加意識が不可欠である。また、身の回りのことだけでなく、広範囲の地域に関わる事業に町民として加わっていくことも必要である。

本計画の策定に際して開催したワークショップで作成した景観形成に関するルールづくりなど、景観の実践的取り組みへの参加を引き続き行えるようにする。

与那原町には、景観に関する問題意識を共有し活動する「景観まちづくり町民サポーター」制度があるため、この制度を活用して町民の景観への参画機会を増やし、また、景観への実践的取り組みも進める。

(3) 町民の主体的な活動と事業者の協力体制の構築

行政との協働による景観まちづくりを行いながら、町民が主体的に活動していくことが町民の責務である。町民の活動の中から景観協定や景観協議会をつくり、町民が主体となった景観形成を図っていくことが重要である。

事業者は、町民が作ったルールに従い、より良い景観を形成していくために積極的に協力していくことが重要であり、また、事業者は、より良い景観形成につながるさらなる提案を行い、両者が景観形成の両輪として推進できるようにする。

9-4. モニタリングの実施

本計画は、与那原町の将来の景観形成の方向性を示したものであるため、定期的に景観を把握し、景観の変遷をモニタリングすることが重要である。景観の形成には、ある程度の年月が必要であるため、10年に一度、この計画に定めた景観形成の方向性、景観基準、運用上の課題について確認し、景観形成の目標に向かって、取り組みをその時点にあったものに高めていく。

また、本計画の運用開始直後は、取り組みを促進し、実運用に順応させる必要があるため、3～5年後を目途に、基準、申請等に関する課題を確認し、計画や運用方法の修正等を実施する。